

1 . ASEAN の 設立経緯と背景

1.設立

1967年8月8日、バンコクにおいて設立された。

2.設立根拠

「東南アジア諸国連合(ASEAN)設立宣言」 (通称「バンコク宣言」。1967年8月5~8日、バンコクで開催された東南アジア5か 国外相会議にて採択)

3.加盟国

原加盟国	新規加盟国
・インドネシア	・ベトナム
・マレーシア	(1995年7月28日加盟)
・フィリピン	・ <i>ラオス</i>
・シンガポール	(1997年7月23日加盟)
・タイ	・ <i>ミャンマー</i>
(1967 年 8 月 8 日発足)	(1997年7月23日加盟)
・ブルネイ	・ <i>カンボジア</i>
(1984 年 1 月 8 日加盟)	(1999 年 4 月 30 日加盟)

注:特に、1995年以降加盟した4か国は、その頭文字をとって CLMV 諸国と呼ぶ。

加盟国は次の条約等に加入。

- ・東南アジア諸国連合(ASEAN)設立宣言
- ・ASEAN 協和宣言
- ・第二 ASEAN 協和宣言(通称「バリ・コンコード」)
- ・東南アジア友好協力条約(TAC)
- ・東南アジア平和・自由・中立地帯 (ZOPFAN)構想
- ・東南アジア非核兵器地帯条約(SEANWFZ)
- ・ASEAN 事務局設立協定

4 . 目的

- (1)域内における経済成長、社会・文化的発展の促進。
- (2)地域における政治・経済的安定の確保。
- (3)域内諸問題に関する協力。

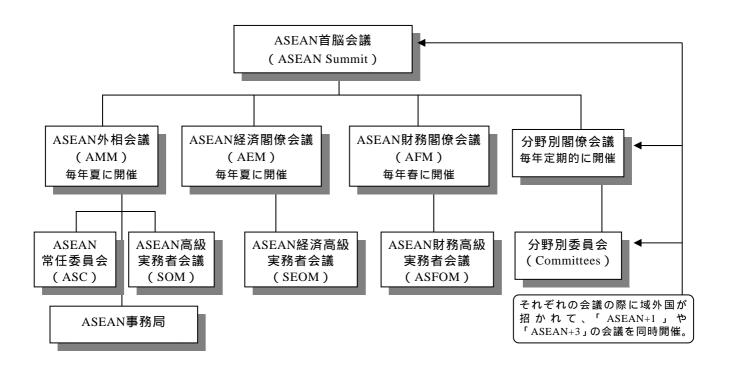
5.設立背景

(1) ASEAN 成立以前の東南アジアには、1961年に当時のラーマン・マラヤ連邦首相の

- 提唱でタイ、フィリピン、マラヤ連邦の3か国により結成された「東南アジア連合 (ASA)」という機構が存在していた。
- (2)ベトナム戦争を背景として、1966年の第1回南東アジア開発閣僚会議、アジア太平洋協議会等を通じて地域協力の動きが活発化した。こうした流れの中で、加盟国間の政治的問題等により機能が停止していた ASA に更にインドネシア、シンガポールを加えた新たな機構設立の気運が高まった。
- (3)1967 年8月5日、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国外相がバンコクに参集、8月8日に ASEAN 設立を宣言する「バンコク宣言」が採択され、ASEAN が発足した。これに伴い ASA は発展的に解消した。



2 . ASEAN の機構



1 . ASEAN 首脳会議 (ASEAN Summit)

(1)性格

ASEAN の最高意思決定機関。

(2)開催

以前は、公式会議・非公式会議に区別して不定期に開催していたが、2000年の第4回非公式首脳会議(シンガポール)を最後に、公式・非公式の区別を廃止した。2001年のブルネイにおける第7回首脳会議以降は、国名アルファベット順の持ち回りで議長国を決め、議長国において、毎年、年の終わり(10月~12月が多い)に開催されてきている。

(3)域外国との関係

ASEAN 首脳会議の際、域外国との間で、以下の首脳会議が併せて開催されている。

日本・ASEAN 首脳会議	1997 年 (第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議)以降毎年開催。
中国・ASEAN 首脳会議	
韓国・ASEAN 首脳会議	
ASEAN+3(日中韓)首脳会議	
インド・ASEAN 首脳会議	2002年(第8回 ASEAN 首脳会議)以降毎年開催。

東アジア首脳会議	2005 年(第 11 回 ASEAN 首脳会議)以降毎年開催。
豪州・NZ・ASEAN 首脳会議	2004 年(第 10 回 ASEAN 首脳会議)の際に特別首脳会議と
	して開催。
ロシア・ASEAN 首脳会議	2005 年(第 11 回 ASEAN 首脳会議)の際に開催。
EU・ASEAN 首脳会議	2007 年 (第 13 回 ASEAN 首脳会議)の際に特別首脳会
	議として開催。

| 2 . ASEAN 外相会議 (ASEAN Ministerial Meeting: AMM)

(1)性格

1967年の「バンコク宣言」により設立された。各種閣僚会議の中にあって、ASEAN 外相会議は首位会議と考えられており、政策ガイドラインの策定及び諸活動の調整が主な任務である。

(2)構成

各国の外相により構成される。1977年の首脳会議で、必要に応じ、他の関係閣僚の出席も可能とする旨決定された。

(3)開催

特別または非公式会議が招集されない限り、ASEAN の正式な会議として年1回開催される。1967年8月に第1回会議をバンコクで開催した。また、近年は、その際、 ASEAN+3外相会議、 日中韓以外の対話国との ASEAN+1 外相会議、 ASEAN と全対話国(現在10 か国・機関)との ASEAN 拡大外相会議(Post Ministerial Conference: PMC)全体会合(ただし、2008年7月には、全対話国との PMC 全体会合は開催されなかった。)、 ARF 閣僚会議も開催されている。 また、2008年7月には、東アジア首脳会議(EAS)参加国外相非公式協議が開催された。

(4)議長国

外相会議及び常任委員会(下記6.)の議長国は、上記の一連の ASEAN 関連外相会議 閉会後から翌年の拡大外相会議閉会までの1年間交代で、加盟国のアルファベット順に持ち回りで務めることになっている(「ASEAN 議長国」)。

当面の議長国は以下の順序となるが、ASEAN 憲章(後述)が発効すれば ASEAN 議長国の 任期が1月1日から12月31日までに変更される予定。

2007年外相会議後~2008年外相会議	シンガポール
2008 年外相会議後~2009 年外相会議	タイ
2009 年外相会議後~2010 年外相会議	ベトナム
2010 年外相会議後~2011 年外相会議	ブルネイ

3 . ASEAN 経済閣僚会議 (AEM: ASEAN Economic Ministers Meeting)

(1)性格

1975 年にインドネシアで第1回会議を開催し、1977 年の首脳会議で制度化された。 ASEAN 経済協力強化のための加盟国政府への提言作成。経済協力に関する調整と実施の レビューを実施。

(2)構成

各国の経済関係閣僚によって構成される。

(3)開催

毎年1回定期会合を開催する。また、必要に応じ不定期会合を開催する。

|4. その他閣僚会議 (Sectoral Ministers' Meetings)

- ・経済協力の特定分野(エネルギー、農林業、観光、運輸、財政金融、環境、情報通信) を担当する閣僚が、AEM の監督下において必要に応じて会議を開催することになってい る。
- ・また、保健、環境、地方開発、貧困撲滅、労働、社会福祉、教育、科学技術、情報、法 務、国境を越える犯罪の分野での協力を担当する閣僚が定期会合を開催している。
- ・なお、国境を越える犯罪については、2001 年 10 月にシンガポールにおいて第 3 回担当閣僚会合(AMMTC)、2002 年 5 月 20~21 日までマレーシアで「テロに関する ASEAN 特別閣僚会合」が開催された。また、2004 年 1 月にバンコクで開催された第 4 回担当閣僚会合の際に、第 1 回 ASEAN+3 国境を越える犯罪に関する閣僚会議(AMMTC+3)が開催された。第 2 回 AMMTC+3 は、2005 年 11 月に八ノイで開催された。
- ・2006年5月9日、マレーシアにおいて初の ASEAN 国防大臣会合(ADMM)が開催された。

| **5 . 合同閣僚会議** (JMM: Joint Ministerial Meeting)

・1987 年の首脳会議で設立され、必要に応じて ASEAN の活動について分野間の調整、 協議を実施。外相及び経済閣僚から構成され、AMM 議長と AEM 議長が共同で議長を 務める。通常、首脳会議の前に開催。

| 6 . ASEAN 常任委員会 (ASC: ASEAN Standing Committee)

(1)性格

ASEAN 外相会議閉会後から翌年の外相会議までの1年間における政策調整を行う。

(2)構成

次回 ASEAN 外相会議主催国外相を議長とし、ASEAN 事務総長及び各国 ASEAN 国内事務局長(下記 13.)により構成される。議長の交替は、一連の年次 ASEAN 関連外相会議の閉会時に行われている。

(3)開催

最近では、年4回程度開催されている。議長国任期中、最初と最後の会合が議長国で、 それ以外はジャカルタで開催される。最初の会合(秋)の際、併せて日中韓3か国の担当 局長との会合(ASEAN+3局長級会合)も開催されている。

(4)活動内容

- ・ASEAN の活動に関する年次報告及びその他報告を作成。
- ・各種 ASEAN 委員会の勧告を次回 ASEAN 外相会議の討議用に提出する等、ASEAN 外相会議開催に向けた準備。
- ・ASEAN の対外関係処理、ASEAN 文化基金や域外国との間で設置した基金(日・ASEAN

統合基金等)の事業案採択などの日常的事務処理

| **7. 高級実務者会議** (SOM: Senior Officials Meeting)

1987年の首脳会議で正式に制度化された。AMM の直接監督下にあり、ASEAN の政治的協力を担当するとともに、ASEAN 首脳会議、AMM の議論の準備を行う。

8.経済高級実務者会議 (SEOM: Senior Economic Officials Meeting)

1987年の首脳会議で設立された。1992年の首脳会議において、従来の経済委員会(金融・銀行(COFAB)、食品・農林業(COFAF)、産業・鉱業・エネルギー(COIME)、運輸・通信(COTAC)、貿易・観光(COTT))を解散し、SEOMがそれら委員会にかわり域内の経済協力の全般を担当することを決定した。AEMの直接監督下にあり、定期的に会合を開催(少なくとも年4回)している。

9.機能別協力委員会

各々次官級又は局長級で、環境(ASOEN)、麻薬(ASOD)、社会開発(COSD)、科学技術(COST)、公共サービス(ACCSM)、文化・情報(COCI)、女性(ACW)があり、ASEAN 常任委員会(ASC)及び関係閣僚会議の監督下にある。

10. 合同諮問会議 (JCM: Joint Consultative Meeting)

1987年の首脳会議で設立された。ASEAN 事務総長、SOM、SOEM、各国の ASEAN 国内事務局長から構成され、事務レベルでの ASEAN の活動の分野間の調整を行う。ASEAN 事務総長が会議の結果を直接 AMM と AEM に報告する。

11 . ASEAN 事務局 (ASEAN Secretariat)

<u>(1)</u>所在地

インドネシアのジャカルタに所在している。

(2)経緯

1976年の首脳会議で設置を決定した。1992年7月の第25回 ASEAN 外相会議で調印された ASEAN 事務局設立協定修正議定書によって、機能と責任が拡大した(事務局の役割強化を図るために、事務総長の閣僚級昇格、事務局の効率化、スタッフ増員を決定)。

(3)構成・規模

事務局は ASC の下にあり、3 局(経済統合・金融局、対外関係・調整局、資源開発局) を有する。

職員数は、専門職約 60 名(以前は国別推薦制であったが現在は公募制)、及び事務職約 170 名(現地採用)。

12. ASEAN 事務総長 (ASEAN Secretary-General)

<u>(1)地位</u>・役割

閣僚級の地位を有し、ASEAN の諸活動の調整・実施等を行い、ASEAN 外相会議に報告する。1992 年調印の ASEAN 事務局設立協定修正議定書に従い、事務総長は、ASEAN の各種活動に関し、策定、助言、調整、実施する権限を有し、ASEAN 外相会議に提出さ

れる年次報告を準備する。また、ASEAN 首脳会議、各種閣僚会議、常任委員会等に出席する。

(2)選出・任命

各国アルファベット順持ち回りにより輩出する。該当国が候補者を決定し、ASEAN 外相会議が了承し、ASEAN 首脳会議に報告する。首脳会議で正式に任命される。

(3)任期

5年。

(4)現職

スリン・ピッスワン氏 (Dr. Surin Pitsuwan) (元タイ外相)。任期は 2008 年 1 月 ~ 2012 年 12 月。

13. ASEAN 国内事務局 (ASEAN National Secretariat)

ASEAN 各国の外務省に設置されている。ASEAN 国内事務局長がその最高責任者である。実体としては、「外務省 ASEAN 局 (ASEAN Directorate)」であり、事務局長も通常「ASEAN 局長」と見なされる。

14 . ASEAN 対話国 (Dialogue Partners)

ASEAN は、以下の9か国、1地域、1機関を、広範な分野にわたって恒常的な協力関係を有する「完全な対話国(full dialogue partner)」と位置づけるとともに、個別分野における協力関係を有する国等を「分野別対話国(sectoral dialogue partner)」としている。通常「対話国」という場合は、前者を指す。

各対話国の外相は、夏の ASEAN 外相会議の際に、ASEAN・PMC 全体会合(10+10)という形で一堂に会し、地域情勢や重要な協力分野等について意見交換を行っている。

(現在の ASEAN 対話国(括弧内は対話国の地位を得た年1))

日本(1978年)、米国、欧州連合、豪州、ニュージーランド(以上1979年)、 カナダ(1980年)、韓国(1991年)、インド、中国、ロシア(以上1996年) (なお、パキスタンが現在対話国への昇格を申し入れている。)

15. 第三国における委員会 (ASEAN Committees in Third Countries)

(1)構成・役割

ASEAN の対話国等に設置され、各国の ASEAN 諸国外交団により構成される。必要に応じて ASC から指示を受けて、駐在国と ASEAN との関係について現場レベルでの協議・調整を行うことを目的とし、活動内容は ASC に報告される。

(2)所在地(17か所)

対話国の首都・所在地(東京、北京、ソウル、ニューデリー、キャンベラ、ウェリントン、ワシントン、オタワ、モスクワ、ブリュッセル(EU)、ニューヨーク(UNDP))及

¹ ASEAN との対話関係の開始とは、通常、当該国がはじめて ASEAN 全体との対話・協力を行うことを指している。その後、ASEAN 外相会議の場で当該国が正式な対話国と認められ、ASEAN 拡大外相会議への参加を開始する。たとえば、日本の場合、ASEAN との対話関係は、1973 年にゴムの輸出問題をめぐって ASEAN 全 5 か国(当時)と協議を行ったことをもって開始したと見なされているが、対話国となったのは 1978 年の外相会議。

びその他主要国の首都又は主要機関所在地(ロンドン、ベルリン、パリ、イスラマバード、リヤド、ジュネーブ)

東京では、ASEAN 東京委員会(ASEAN Committee in Tokyo: ACT)が活動。ACT 議長国は、加盟国の持ち回りとなっており、約3か月に一度でおおむねアルファベット順に従い交代している。



3 . ASEAN 協力

|1.ASEAN 協力の基本的目標:ASEAN 統合に向けた協力の進展

(1) ASEAN 協和宣言 (Declaration of ASEAN Concord)

1976 年 2 月の首脳会議で採択された。政治、安全保障、経済及び機能分野に関する ASEAN 協力のための原則を表明している。

(2) ASEAN ビジョン 2020 (ASEAN Vision 2020)

(イ)経緯

1996 年の第1回 ASEAN 非公式首脳会議(ジャカルタ)において、2020 年までの域内中期目標を起草することに合意された。これを受け、1997 年の第2回 ASEAN 非公式首脳会議(クアラルンプール)において「ASEAN ビジョン 2020」として採択されたものである。

(口)特徴

2020年までに、東南アジア全域が、「ASEAN 共同体」となることを展望する(envision) するという目標が初めて明記されている。また、21世紀を目前にして、ASEAN 共同体が 形成される2020年までの20余年間における地域の発展及び域内協力を通じた豊かな生活の達成についての展望を示している。

(3) ハノイ行動計画 (HPA: Hanoi Plan of Action)

1998年の第6回 ASEAN 公式首脳会議(ハノイ)において、「ASEAN ビジョン 2020」 実現のための最初の行動計画を「ハノイ行動計画」(1999~2004年)として採択した。 協力の重点事項として、以下が挙げられている。

- ・マクロ経済と金融に関する協力の強化
- ・経済統合の強化
- ・科学技術開発の促進と情報技術インフラの開発
- ・社会開発の促進と金融・経済危機の社会的影響への取り組み
- ・人材育成の促進
- ・環境保護と持続的発展の促進
- ・地域の平和と安全保障の強化
- ・アジア太平洋及び国際社会における ASEAN の役割強化
- ・アジア太平洋及び世界での ASEAN の役割の向上
- ・ASEAN の機構とメカニズムの改善

(4) ASEAN 統合イニシアティブ (IAI: Initiative for ASEAN Integration)

(イ)概要・背景

ASEAN 内の格差を是正し、ASEAN の地域的競争力を高めることを目的とした概念であり、ASEAN が既に実施してきている新旧加盟国間の格差是正のための様々なイニシアティブを包含するものである。人材育成、情報技術、インフラストラクチャー及び地域経済統合の4分野を域内格差是正の重点項目としている。

IAI は、2000 年 11 月の第 4 回 ASEAN 非公式首脳会議において議長を務めたシンガポールのゴー・チョクトン首相が提起し、その場で ASEAN 首脳の合意を得、議長声明にも盛り込まれた。

(口)進捗状況

ASEAN は、2001年2月、IAI について検討するための IAI タスクフォース (Task Force on IAI) を設置した。また、同タスクフォースの提言に基づいて、日・ASEAN 総合交流基金 (JAGEF) の財政支援により、2回 (2001年11月・カンボジア、2002年4月・ラオス) にわたる「IAI ワークショップ」が開催された。

2002 年 8 月にジャカルタで IAI 開発協力フォーラム (IDCF) が行われ、域外国に対して44のプロジェクト / プログラム案が提示された(その後 2004 年までに85 案件に増加)。日本は、JAGEF を通じて、CLMV 諸国向けの運輸・エネルギー分野の6 案件総額約50万ドルのIAI プロジェクトに協力した(2003年10月の第7回 ASEAN+3首脳会議で表明)。また、2004年6月には、JAGEFを通じ、同分野の3案件総額52.3万ドルのIAIプロジェクトに協力するほか、日・ASEAN連帯基金を通じ、職業教育・訓練のIAIプロジェクトに約10万ドル支援することを決定した。更に、同年5月には、IAIタスクフォースで、マレーシアとJICAマレーシア事務所の協力により実施予定の灌漑システム管理及び環境保護に関する2案件がIAIプロジェクトとして認定された。その他、厚生労働省の労使関係及び職業能力開発人材養成の2案件がIAI案件として認定されている。

<u>(5)「第二 ASEAN 協和宣言」(Declaration of ASEAN Concord</u>)(バリ・コンコード)

2003 年 10 月の第 9 回 ASEAN 首脳会議(バリ)において、ASEAN 共同体の柱として以下の 3 つの共同体形成を目指すことを明記した「第二 ASEAN 協和宣言」に署名した。経済分野と異なり、枠組みとなる文書がなかった「安全保障」及び「社会文化」の分野については、翌 2004 年の第 10 回首脳会議(ビエンチャン)において、各々行動計画が採択された。さらに、2007 年の第 12 回首脳会議(セブ)では、社会文化共同体の形成に更なる政治的気運を与えることを目的とした「慈しみ分かち合う一つの共同体に向けたセブ宣言(The Cebu Declaration towards One Caring and Sharing Community)が採択された。

(イ) ASEAN 安全保障共同体 (ASEAN Security Community: ASC)

- ・ASEAN 諸国が平和的に生存するために政治・安全保障協力のレベルを高める。地域 間の相違の解決は平和的手段のみを用いる。
- ・国内問題について外部から干渉を受けない。
- ・東南アジア友好協力条約 (TAC) 理事会は本共同体の重要な構成要素となる。
- ・ASEAN 地域フォーラム (ARF) は地域の安全保障対話の主要なフォーラム。
- ・本共同体は外に開かれたものである。

- ・テロ対策等国境を越える犯罪に対する能力を強化するため、既存の制度を十分活用する。 大量破壊兵器のない東南アジア地域を確保する。
- ・国連その他の地域・国際組織との協力強化を目指す。

(口) ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC)

- ・ASEAN をひとつの「統合市場及び統合生産ネットワーク」として確立し、ASEAN の信頼性と経済的影響力を強化する。
- ・ASEAN 自由貿易協定等の既存の ASEAN の経済イニシアティブの実施を強化する新たなメカニズムと措置を構築する。
- ・本共同体により、ASEAN の統合と経済競争力の強化をはかる。
- ・ 2007年11月のASEAN首脳会議にて、AEC実現のためのロードマップとなる「ASEAN Blue Print」を採択した。

_(八) ASEAN 社会・文化共同体 (ASEAN Social and Cultural Community: ASCC)

- ・生活水準の引き上げを目的とした社会開発を促進する。
- ・人材育成は雇用創出、貧困削減、公正な経済成長を確保する重要な戦略。
- ・感染症対策を強化し、医薬品へのアクセスのための共同行動を支援する。
- ・ASEAN の一体性を促進する一方、多様な文化遺産を保存するために才能を育てる。
- ・人口増加、失業、環境悪化等の問題解決のための協力を強化する。

<u>(6)ビエンチャン行動計画(VAP: Vientiane Action Programme)</u>

第 10 回 ASEAN 首脳会議 (ビエンチャン)において採択された、2020 年までに 3 つの ASEAN 共同体を形成していくための計画である。VAP は共同体実現に係る長期的目標である「ASEAN ビジョン 2020」の第 1 次中期計画である「ハノイ行動計画 (1999-2004)」を引き継ぐ第 2 次中期計画 (2004-2010)である。

(イ)ASEAN 安全保障共同体(ASC)

目的

包括的な政治・安全保障協力を通じた地域の平和、安定、民主主義及び繁栄を強化する。

戦略的要点

- ・人権の促進、法の支配・司法制度・法制度・良い統治などの相互支持・支援などの 政治的発展
- ・ASEAN 憲章制定の準備、非 ASEAN 諸国の友好協力条約(TAC)加入奨励、南シ ナ海の当事者の行為に関する宣言の完全実施などの規範の形成と共有
- ・軍事関係者の交流、軍事政策の透明性促進、早期警戒制度、ASEAN 地域フォーラム(ARF)の強化、国境を越える問題への対処などの紛争予防
- ・平和維持センターの活用などの紛争解決
- ・人道支援、人材育成プログラムの実施などの紛争後の平和構築

(口)ASEAN 経済共同体(AEC)

目的

より緊密な経済統合を通じ経済成長及び開発のための競争力を強化する。

戦略的要点

- ・単一市場・生産拠点に向けた統合プロセスを加速化
- ・11 の重点セクター²で 2010 年までに統合
- ・投資の自由化・円滑化・促進などの ASEAN 投資地域の推進
- ・先進 ASEAN6 は 2010 年まで、後発 ASEAN4 (CLMV) は 2015 年までの域内関税 撤廃などの貿易自由化
- ・サービス貿易、金融協力、交通、通信・IT、科学技術、エネルギー、食料・農業・ 森林、制度強化の発展
- ・FTA、CEP を通じた対話国との経済関係強化

(八) ASEAN 社会・文化共同体(ASCC)

目的

調和のある人間中心の ASEAN における持続可能な開発のための人、文化、自然資源を育てる。

戦略的要点

- ・貧困削減、教育アクセス促進、婦女子老人支援、健康問題、HIV/AIDS 等感染症対 策、薬物対策などによる思いやりのある社会の構築
- ・人材育成などによる経済統合の社会的影響の管理
- ・環境、資源及び生活の質を確保するため持続可能な開発のメカニズムを確立
- ・芸術、観光、スポーツ、ASEAN 言語の促進などを通じた ASEAN アイデンティティ(共通認識)の促進

(二)開発格差の是正のための目標及び戦略

目的

開発協力を通じ共に進む。

目標・戦略

ASEAN 諸国間及び対話国との協力強化を通じ GDP その他の人間開発指標において原加盟国と CLMV との開発格差を是正する。具体的には ASEAN 統合イニシアティブ (IAI)強化。

(ホ)実施メカニズム

・VAPの実施を円滑化するために、加盟国の拠出からなる「ASEAN 開発基金(ADF)」が 2005 年 7 月 (第 38 回 AMM)に設立された。同基金は、主として大型案件の当初準備(調査、会議、企画等)及び戦略的な小規模案件などに充てられる。対話国・機関に対しても拠出が要請されている。

(7) ASEAN 憲章 (ASEAN Charter)

ASEAN がこれまで確認してきた諸原則を包括的に確認するとともに、ASEAN 共同体の創設を見据えて、ASEAN の組織・制度を一層整備することを目的とした、新たな基本文書として構想されている。

² 農業産品、 自動車、 エレクトロニクス、 漁業、 ゴム製品、 繊維・アパレル、 木材産品、 航空旅行業、 e-ASEAN (ICT)、 保健医療、 観光

(イ) ASEAN 憲章の創設に関するクアラルンプール宣言

2004 年 6 月の第 37 回 ASEAN 外相会議において、憲章採択の作業を開始することに合意した。これを受けて、2005 年 12 月 12 日、第 11 回 ASEAN 首脳会議において、「ASEAN 憲章の創設に関するクアラルンプール宣言(Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter)」が採択され、ASEAN 憲章に含まれるべき諸原則等を確認した。また、ASEAN 全参加国の民間有識者からなる賢人会議を設置し、次回(第 12 回)ASEAN 首脳会議に報告することを指示した。

(ロ)賢人会議報告書及び ASEAN 憲章の青写真に関するセブ宣言

賢人会議の報告書は、2007年1月13日の第12回ASEAN首脳会議に提出された。

同首脳会議では、「ASEAN 憲章の青写真に関するセブ宣言(Cebu Declaration on the Blueprint of the ASEAN Charter)」を採択し、ASEAN 憲章の起草作業を行うため、各国政府関係者による「ハイレベル・タスクフォース」を設置し、次回(第 13 回)首脳会議に提出するよう指示した。また、同首脳会議では ASEAN 共同体の実現目標を 2015 年に前倒しすることに合意した。

(八) ASEAN 憲章の採択

「ハイレベル・タスクフォース」が作成した ASEAN 憲章案は、2007 年 11 月 20 日の ASEAN 首脳会議において採択、署名された。

憲章の概要は以下のとおり。

ASEAN の基礎となる諸原則の再確認(注:その中には民主主義、法の支配、人権尊重、グッドガバナンス等も盛り込まれている)。国内問題への不干渉原則は維持。

ASEAN 人権機構の設立を明記(注:ただし、その具体的な内容については、ASEAN のハイレベル・パネルにて検討中)。

ASEAN 内部の意思決定方式に関しては、基本的にコンセンサス原則を維持しつつ、経済分野等の一定の決定事項に係るものには「ASEAN・マイナス方式」(注:決定に参加しない国に対しては合意の効力は適用されない)を導入。また、重要な事項についてコンセンサスに至らない場合には、首脳会議に委ねられる。憲章への重大な違反があった場合、当該ケースは首脳会議に付託される。

ASEAN 各国代表部をジャカルタに設置。ASEAN 内部の意思決定は右代表部間の協議 メカニズムを通じて行う。また、ASEAN の域外対話国は、ASEAN 担当大使を任命する ことができる。

ASEAN 事務総長の権限を強化するとともに、ASEAN 事務局の機能を強化。

2 . 政治・安全保障分野の協力

政治・安全保障分野での協力は、ASEAN 創設の初期の段階から行われており、東南アジア平和・自由・中立地帯構想(ZOPFAN)、東南アジア友好協力条約(TAC)、ASEAN協和宣言(上記21.(1))、東南アジア非核兵器地帯条約(SEANWFZ)、南シナ海に関する ASEAN 宣言等の成果を挙げている。

(1) 東南アジア平和・自由・中立地帯構想

(ZOPFAN: Zone of Peace, Freedom and Neutrality)

ラザク・マレーシア首相が提唱したものであり、下記(2)及び(3)や「ASEAN 安全保障共同体」といった条約・目標の源流となるものである。1971 年 11 月、ASEAN 臨時外相会議が開催され、域外国からいかなる干渉もされない地域としての強靱性 (resilience)を構築する ASEAN の意図を「クアラルンプール宣言」として表明した。

(2) 東南アジア友好協力条約 (TAC: Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia)

1976 年 2 月の首脳会議で採択された。国連憲章に基づき、域内諸国間において平和的な関係を維持・管理するための国際的合意である。1992 年、国連総会は本条約を承認した。また、1987 年の改正議定書で、東南アジア以外の国の加入が可能になった。

(条約加盟国=25か国)

- 1976 年 初期 ASEAN 加盟 5 か国
- 1984 年 ブルネイ
- 1989 年 パプアニューギニア
- 1992 年 ベトナム、ラオス
- 1995年 ミャンマー(7月)、カンボジア(12月)
- 2003年 中国、インド(10月)
- 2004年 日本、パキスタン(7月)、韓国、ロシア(11月)
- 2005 年 ニュージーランド、モンゴル(7月)、豪州(12月)
- 2007年 フランス(1月)、東ティモール(1月)、バングラデシュ(8月)、 スリランカ(8月)
- 2008年 北朝鮮 (7月)

(3)東南アジア非核兵器地帯条約(SEANWFZ: Southeast Asia Nuclear Weapon Free Zone)

(イ)概要

東南アジアにおける非核化に向けた地域協力のための国際的合意である。1995 年 12 月 15 日、ASEAN 首脳会議で東南アジア 10 か国により署名された。1997 年 3 月 27 日に発効し、2001 年 3 月、フィリピンの批准により、ASEAN10 か国すべてが批准済みとなった。

2007年7月、マニラで開催された東南アジア非核兵器地帯条約委員会において、今後5年間の行動計画が採択され、核の不拡散や安全確保等に関して具体的に取り組んで行くこととなった。

- <u>(口)条約の概要</u>(条約本文全22条、事実調査団に関する附属書及び核兵器国に対する 議定書から成る)
 - ・締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域(EEZ)に適用される。
 - ・締約国による核兵器の開発、製造、取得、保有、管理、配置、運搬、実験及び、使用 の禁止。また、締約国は自国領域内で他国がこれらの行為(運搬を除く。)を行う ことを禁止。
 - ・締約国による放射性物質及び放射性廃棄物の海洋投棄、排出、処分等の禁止。また、 締約国は自国の領域で他国がこれらの行為を行うことを禁ずる。
 - ・船舶の無害通航権、船舶及び航空機の公海の自由、群島航路帯通航権、通過通航権等、 国連海洋法条約上のすべての国の権利又は権利の行使を害しない。
 - ・外国船舶及び外国航空機の着陸・寄港、並びに外国船舶による無害通航等に該当しな

- い領海内等の航行等及び外国航空機による領空飛行に関しては、各締約国に許諾の 決定権。
- ・締約国は、条約履行について疑義の持たれる状況の解明のために、事実調査団を派遣 することを執行委員会に要請できる。

(核兵器国に対する附属議定書:米国、英国、フランス、ロシア、中国に開放)

- ・議定書締約国は条約を尊重し(respect)、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。
- ・議定書締約国は域内締約国に対する核兵器の不使用(消極的安全保障)を約束する。

(八)議定書署名対象国(核兵器国)の対応

- (i) ASEAN と核保有国は、議定書署名へ向けての話合いを行っているが、署名の見通しは立っていない。しかしながら、1999 年 7 月下旬に開催された ASEAN 拡大外相会議において、中国及びロシアが条件付き(詳細不明)ながら署名の意向を表明した。この他、2001 年 5 月、ASEAN と核兵器国の事務レベル協議が開催されたが、特段の動きはなかった。
- (ii)中国は、1999年11月の第3回中国・ASEAN 首脳会議の際に同様の意向を表明、2002年11月の中国・ASEAN 首脳会議では、同条約への早期加入を推進するため、ASEANと協力するとの意思を表明した。また、2004年11月の中国・ASEAN 首脳会議では、「中国・ASEAN 間の平和と繁栄のための戦略パートナーシップに関する首脳共同宣言」において、ASEANによる条約の実現に向けた努力を支持するとともに、中国が、すべての核保有国による同議定書への署名を促すため、早期に署名する準備がある旨を表明した。
- (iii) 2005 年 12 月に初めて開催されたロシア・ASEAN 首脳会議では、「発展した包括的パートナーシップに関するロシア・ASEAN 首脳共同宣言」において、ASEAN による本条約を通じた東南アジア非核兵器地帯創設の努力を尊重(respect)する旨表明した。

(4) ASEAN 議員会議(AIPA)

(イ)概要

(i)目的

ASEAN における議会間組織として、東南アジア地域の平和、安定及び繁栄を促進するために加盟国議会間の協力、並びに議員間の交流及び理解を促進することを目的とし、ASEAN 議員会議(AIPA: ASEAN Inter-Parliamentary Assembly)が設置されている。

(ii) 設立経緯

- ・1977 年 9 月 2 日、フィリピン・マニラで開催された ASEAN 加盟国の議員による会議の場で、各国代表団団長が規約に署名し、ASEAN 議員機構(AIPO: ASEAN Inter-Parliamentary Organization)として設立された。2006 年 9 月にフィリピン・セブで開催された第 27 回総会において、会議名称を AIPA に変更すること等を内容とする決議が採択された。
- ・現在、加盟各国から議会代表が参加し、毎年1回総会が開催されている。

(iii) 参加国等

現在、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムが加盟し、特別オブザーバーとしてブルネイ及びミャンマーが参加している。

また、域外のオブザーバーとして、日本をはじめ、オーストラリア、バングラデシュ、

カナダ、中国、韓国、ニュージーランド、パプアニューギニア、ロシア、欧州議会が参加 している。

(口)我が国との関係

我が国は、1979 年の第 2 回総会以来毎年、国会あてに公式オブザーバーとしての参加要請を受けている。第 14 回総会(1993 年)から正式に代表団の派遣を決定している。2002年7月、参議院と AIPO との対話を一層推進するため、「参議院 AIPO 対話推進議員連盟」が創設された。その後、AIPO の AIPA への改称を受けて、2007年12月、「参議院 ASEAN議員交流推進議員連盟」に改称された。2008年1月には、江田参議院議長の招待により、アブドゥラ・シンガポール国会議長を団長とする AIPA 議員団が来日し、衆参両議院議長への表敬訪問等を行った。

3 . 経済分野の協力

(1)貿易・投資

<u>(イ)ASEAN 特恵貿易協定(PTA:ASEAN Preferential Trading Agreements)</u>

貿易を自由化し域内貿易を拡大するために、1977年に導入された。これにより、ASEAN 各国は、特恵マージン(MOP: Margin of Preference)の適用等の特恵的な措置を実施。PTA 対象品目に対する現行の MOP は 50%となっている。これにより、ASEAN の輸入国において当該 PTA 対象品目に適用する関税率は最恵国待遇(MFN)レートの 50%となる。

(口) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA: ASEAN Free Trade Area)

(i) 経緯

AFTA は、1992 年 1 月の第 4 回 ASEAN 首脳会議 (シンガポール) において、ASEAN 域内の自由貿易構想として正式に合意され、1993 年から 2008 年までの 15 年間で AFTA を実現することで合意した。

1993 年 1 月、AFTA 実現のためのメカニズムである共通有効特恵関税 (CEPT: Common Effective Preferential Tariff)スキームが開始された。その後、CEPT の最終関税率($0 \sim 5\%$) 実現目標年は累次前倒しされ、原加盟国は 2002 年までにほぼ達成済み、他方新規加盟国は一番遅いカンボジアで 2007 年となっていたが、実施は遅れている (2007 年 5 月時点で原加盟国の達成率は 98.7%、新規加盟国の達成率は 83.1%)。

<u>(ii</u>)目的

AFTA の主要な目的は、域内の関税障壁及び非関税障壁の除去等により域内貿易の自由化を図り、国際市場向け生産拠点として ASEAN の競争力の強化、域内経済の一層の活性化を図ることであり、具体的には以下の 3 点が挙げられる。

域内内貿易の活性化

海外からの直接投資及び域内投資の促進

域内産業の国際競争力の強化

<u>(iii)メカニズムと</u>実施状況

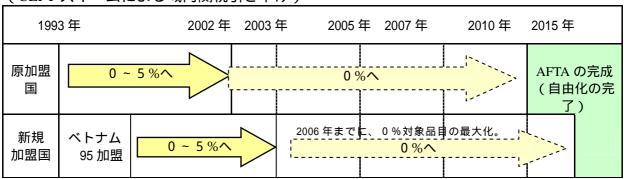
・CEPT の対象品目は、域内で生産された全ての工業製品と農産品とされており、それ ぞれ適用品目リスト(IL: Inclusion List、関税引き下げ対象品目)、一時的除外品目

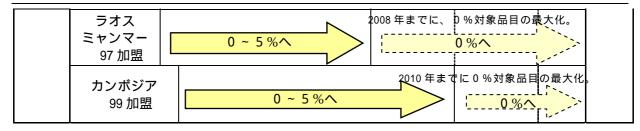
- リスト (TEL: Temporary Exclusion List) 等に分類される。
- ・ただし、CEPTの例外品目として、一般的除外品目(国防、生命・健康の保護、歴史・考古学的保護)、一時的除外品目(CEPTの対象とするには未だ整備の整っていない品目)、センシティブ品目(一部の未加工農産品)の3種類があり、後者2種類については、最終的にCEPT適用品目とすることが決められている。
- ・CEPT 協定による域内関税が適用されるためには、40%の ASEAN コンテンツ (原産 地基準として、ASEAN 域内で付加価値の40%以上が生産されること)を満たすこと、 域内輸出国及び輸入国の双方において CEPT 適用品目リストに入っていること等の 条件を満たす必要がある。
- ・AFTA 実現のためのその他の措置として、関税面での協力(関税分類及び関税評価の標準化、非関税障壁の撤廃、CEPT 対象品目の迅速な通関のためのシステムの確立)、 基準・認証の標準化等を促進することになっている。
- ・さらに、ASEAN は、AFTA と並行して域内の経済発展・統合を促進するため、「AFTA プラス」と呼称されるスキームを各種実施している。一定の条件の下で CEPT の最終 関税率 (0 ~ 5 %) の即時適用を図る ASEAN 産業協力スキーム (AICO: ASEAN Industrial Cooperation Scheme) や、ASEAN 域内の投資促進を図る ASEAN 投資地域 (AIA: ASEAN Investment Area)等が実施されている。

(iv)実現目標の前倒し等

- ・CEPT の最終関税率(0~5%)の実現目標年は、随時前倒しされてきている。ASEAN 原加盟国の CEPT の最終関税率(0~5%)の実現目標年は、1994年9月の ASEAN 経済閣僚会議で 2003年までの10年間に短縮、1998年12月の第6回 ASEAN 公式首脳会議において、これを2003年から2002年へと更に1年前倒しすることが決定された。新規加盟国については、ベトナムが2003年、ラオス、ミャンマーが2005年、カンボジアが2007年となっていたが、カンボジア、ミャンマーで実施が遅れている。。
- ・さらに、ASEAN は、1999 年 9 月の ASEAN 経済閣僚会議において、AFTA の最終目標として、輸入関税撤廃の目標年につき決定した(原加盟国は 2015 年、新規加盟国は 2018 年)。その後、同年 12 月の第 3 回 ASEAN 非公式首脳会議において、輸入関税撤廃に関する 9 月の経済閣僚会議の決定を更に早め、原加盟 6 か国については 2015 年から 2010 年に前倒しして輸入関税を撤廃することとした。また、新規加盟国については、いくつかの例外品目を除き、2018 年から 2015 年に前倒しして実施することで原則合意した。よって、AFTA の関税撤廃の最終実現は、今のところ 2015 年となる見込みである。

(CEPT スキームによる域内関税引き下げ)





(v)関税引き下げの実施状況

- ・原加盟 6 か国の関税引き下げの実施状況については、一部フィリピンにおける石油化学製品 11 品目や、マレーシアの自動車関連 218 品目など関税引き下げが遅れている国があるものの、2002 年までに CEPT の最終関税率(0~5%)を達成するという目標はおおむね達成されている。
- ・新規加盟4か国の関税引き下げスケジュールについては、「努力目標」的な色彩が強く、拘束力は弱いものとなっている。ASEAN 事務局資料(2007 tentative CEPT Package) によれば、2007年5月時点で、ASEAN 原加盟6ヶ国のCEPT適用品目の98.7%が0-5%の税率内にあり、76.1%が既に無税となっている。また、新規加盟4ヶ国においても、98.2%がCEPT適用品目に移行し、その内の83.1%が0-5%の税率内にある。

(八) e-ASEAN 構想

e-ASEAN 構想は、ASEAN の将来を見据えた戦略の一環として、ASEAN e-SPACE を推進するために必要とされる広範囲かつ包括的な行動計画(物理的、法的、手続的、社会的及び経済的インフラを含む)を発展させることを目的とするものである。

1999 年 11 月、マニラで開催された第 3 回非公式首脳会議において「e-ASEAN 構想」を承認した。2000 年 11 月、シンガポールで開催された第 4 回非公式首脳会議において「e-ASEAN 枠組合意」(e-ASEAN Framework Agreement)に署名した。また、2002 年 8 月、第 2 回 ASEAN 通信大臣会合において、ASEAN の情報・コミュニケーション技術部門における競争力を開発することを目的とした「マニラ宣言」に署名した。

主な活動は以下のとおり。

(なお、e-ASEAN 構想は、ASEAN 経済大臣会合により着手されたが、貿易・投資自由化及び電子商取引(e-commerce)推進に関する要素以外は、ASEAN 通信・IT 大臣の管轄に移された。なお、第1回 ASEAN 通信大臣会合は、2001年7月、クアラルンプールで開催された。)

(i) ASEAN 情報インフラ (ASEAN Information Infrastructure)

ASEAN 各国の間でインフラとアプリケーション制度に関連性を持たせ技術的枠組みを 発達させるための研究を実施している。主なテーマは、高容量情報処理、高速通信、及び ASEAN ブロードバンド・ネットワークの設立等である。

(ii)電子商取引

- ・ASEAN 各国において、電子商取引の法的インフラ整備を補助するために、共通の参照枠組みを出版。
- ・サイバー法に関するセミナーの開催及び e-ASEAN 公共主要インフラ・フォーラム (Public Key Infrastructure Forum) の設立等の活動を実施。

・CLMV における電子商取引の発展のためのビジネス・モデルの形成。

(iii)貿易自由化及び貿易促進

- ・ICT 製品及びサービス貿易の自由化を 2003 年 1 月から 3 年以内に完了。なお、CLMV は、2008 年から 3 年以内に完了予定となっている。
- ・電気・電子機器に関する ASEAN 相互承認枠組み協定 (MRA: Mutual Recognition Arrangement)を承認済み。
- ・ASEAN 域内における ICT 貿易・投資に関する主要政策及び規則のオンライン・データベースを準備中。
- ·IT専門職に関する相互承認制度の導入も視野に入れた共通評価制度の導入を検討中。
- ・ASEAN 諸国は、2005年までに多数のICT製品の関税を除去することで合意。

(iv) キャパシティ・ビルディング及び電子社会(e-Society)

- ・ASEAN 各国の経験を共有し学ぶために多数の ICT 研修プログラム、ワークショップ、 セミナーを実施。
- ・啓蒙活動の一環として、ICT ロードショー、技術フォーラム、e-ASEAN ビジネスフォーラム等を実施。
- ・CLMV 諸国に対しては、ASEAN 統合イニシアティブ(IAI)のもと、多数の ICT 研修プログラムを実施。

<u>(v)</u>電子政府 (e-Government)

- ・啓蒙とキャパシティ・ビルディングのため多数の電子政府研修コース、セミナーを実施。
- ・ASEAN 域内で、人の移動を促進するため共通の電子旅券カード (e-Passport)を使用するなど、ASEAN 各国政府間のオンライン・アプリケーション制度を調査中。

(vi)民間セクター

・e-ASEAN タスクフォースのリーダーシップのもと、ASEAN の民間 ICT 会社の積極的な参加を促進するため、約40の民間セクターにおける試験プロジェクトを承認済み。

(二) ASEAN 投資地域 (AIA: ASEAN Investment Area)

<u>(i) 概要と経緯</u>

加盟各国が次の共同の取組を促進することにより、ASEAN を、競争力のある自由な投資地域にすることを目的とする。具体的には、 域内及び域外からの投資促進、 ASEAN 経済の競争力の強化、 域内における投資の障害となる規則・条件の軽減、 資本、熟練労働者、専門家、技術のより自由な移動の促進、である。

1998年10月、フィリピンで開催された第30回 ASEAN 経済閣僚会議において、「ASEAN 投資地域枠組み協定」に署名した。その後、1998年12月、ハノイで開催された第6回 ASEAN 公式首脳会議において、他の加盟国投資家に対する内国民待遇の適用につき、実現目標年を2010年から2003年に前倒しすることを決定した。

さらに、2001 年 9 月、ハノイで開催された第 4 回 ASEAN 投資地域評議会において、「ASEAN 投資地域枠組み協定」を強化させるため議定書に署名、域外すべての投資家に対する内国民待遇の適用につき、実現目標年を 2020 年から 2010 年(原加盟国)及び 2015

年(新規加盟国)に前倒しすることを決定した。また、AIAの対象範囲を農業、漁業、林業、鉱山業及び製造業に対する付随的なサービス業にまで拡大することとした。

(ii)アプローチ

AIA の主な柱として、以下の3つのアプローチがある。

協力・促進プログラム:投資の流入を促進し、人材育成や ASEAN 域内投資機関の技術向上を行う。

促進・啓発プログラム:ASEAN 合同投資促進ミッション派遣、投資に関するウェブサイトやデータベース作成、投資情報の出版を行う。

自由化プログラム:投資障壁の除去に向けたルールや政策作りを行う。

(iii) 例外

AIA では、暫定除外リスト (TEL: Temporary Exclusion List)、センシティブ・リスト (SL: Sensitive List)及び一般的例外リスト (General Exception List)の3つの範疇において例外が制定されている。

原加盟国及びミャンマーは、2003 年 1 月 1 日以降、TEL から製造業を除外し、域内 投資家に開放した。カンボジア、ラオス、ベトナムは、2010 年 1 月 1 日までに、TEL から製造業を除外する予定である。

原加盟国が 2010 年 1 月 1 日、ベトナムが 2013 年 1 月 1 日、ラオス、カンボジア、ミャンマーが 2015 年 1 月 1 日までに農業、漁業、林業、及び鉱山業を暫定除外リストから除外する予定である。

(ホ)相互承認枠組み協定 (ASEAN Framework Agreement on Mutual Recognition Arrangements)

1998 年 12 月、ハノイで開催された第 6 回 ASEAN 首脳会議において署名された協定である。ASEAN 各国が、分野別相互承認協定 (MRA) に関し、画一化した評価手順の結果を承認する上での一般的な原則を設けるためのものであり、具体的には以下の原則が規定されている。

ASEAN 域内の MRA は、セクター別で推進。

MRA の対象となる生産品は、ある 1 か国で検査されれば、他の ASEAN 諸国で再び検査されることなく販売することが可能となる。

すでに、化粧品、電気・電子製品、電気通信機器、薬品及び加工食品の5分野が、相互 承認協定の対象分野として認定済みである。

(2)産業開発協力

(イ) ASEAN 工業プロジェクト (AIP: ASEAN Industrial Project)

域内における大型産業プロジェクトの設立を目的として、1976 年に導入された。域内の基礎的需要に対応するとともに、域内資源のより効率的な利用を促進することを目的としている。

<u>(口) ASEAN 産業協力スキーム (AICO: ASEAN Industrial Cooperation Scheme)</u> 1996 年 9 月の経済閣僚会議において、11 月 1 日より実施することを発表した。AICO の目的は域内での産業協力(水平分業)を強化することであり、これまでの AIJV(ASEAN 合弁事業)及び BBC (Brand-to-Brand Complementation: ASEAN 自動車部品相互補完スキーム)を代替するものである。域内における輸出入品に対して、現地資本が最低 30%等の条件を満たせば、0~5%の関税率(CEPT スキームによる関税引き下げ率)を適用するもので、事業主は域内における規模の利益を享受し得ることになる。1998年 12月の第6回 ASEAN 公式首脳会議において、現地資本比率を 30%とする適用認可条件を 1999~2000年の間廃止することが決定された。

(3)金融協力

通貨、銀行、税、保険に関わる域内協力が行われている。

金融面では、一時的な国際的流動性の危機に対応するための域内協力措置として、1977年に、原加盟 5 か国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア)の中央銀行と財政当局により、ASEAN スワップ取り決めが締結された。その後、1997年のアジア通貨危機を背景に、同年 12 月の第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議において金融情勢に関する ASEAN 首脳共同宣言が採択された。また、1999年 11 月の ASEAN+3 首脳会議の決定を受け、域内の金融協力のあり方等について、2002年 5 月にタイのチェンマイで開催された ASEAN+3 蔵相会議で議論が行われた。その結果、 上記 ASEAN スワップ協定をすべての ASEAN 加盟国を含むように拡大すること、 ASEAN 各国、中国、日本、及び韓国の間で、二国間のスワップ・レポ取極のネットワークを構築すること、につき合意が得られ、これを「チェンマイ・イニシアティブ(CMI: Chiang Mai Initiative)」と呼ぶこととなった。2008年 7 月時点で、ASEAN+3 域内で、計 16件、総額840億ドルの二国間通貨スワップ取極ネットワークが構築されている他、現在 CMI のマルチ化に向けた作業が行われており、2008年 5 月 4 日の ASEAN+3 財務大臣会議において、マルチ化の総額を少なくとも800億ドルとすることで合意した。

以上のほか、域内貿易における域内通貨の利用度の増大、税務面でのコンピューター化 についても協力が進められている。

(4)食料・農林業

以下の合意やスキームに基づいた協力が進められている。

- ・ASEAN 食料・農林業協力に関わる閣僚了解 (Ministerial Understanding on ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry) (分野別協力の枠組みを定めるもの)
- ・域内農林業製品の競争力の改善協力 (ASEAN Cooperation and Joint Approaches on Agriculture and Forest Products Promotion Scheme)
- · ASEAN 食料安全保障備蓄 (ASEAN Food Security Reserve)等。

(5)エネルギー

1999 年に、ASEAN 全体のエネルギー問題を取り扱う組織として、ジャカルタに「ASEAN エネルギーセンター(ASEAN Centre for Energy)」が設置された。

また、1999 年にタイで行われた第 17 回 ASEAN エネルギー担当大臣会合で「エネルギー協力のための ASEAN 行動計画 1999 - 2004 (The ASEAN Plan of Action for Energy Cooperation 1999-2004)」を採択した。本行動計画は、(イ)ASEAN 電力網(ASEAN Power Grid)、(ロ)ASEAN 横断ガスパイプライン(Trans-ASEAN Gas Pipeline)、(八)エネルギーの効率性及び保存、(二)新再生可能エネルギー源、(ホ)石炭、(へ)地域のエネルギー見通し、エネルギー政策及び環境分析、の6事業分野における実施方針を規定し

ている。

なお、2005 年 8 月には、マレーシアのクチンにおいて、鉱物資源に関する閣僚会合が 初めて開催され、閣僚宣言を採択した。ASEAN 鉱物データベースの作成、環境に優しい 鉱物利用、鉱物資源開発に係る政策調整等を目的とした協力を進めることになっている。

(6)運輸・通信

ASEAN 交通行動計画 (ASEAN Transport Action Plan 2005-2010) の下で、貨物・旅客航空の増大、域内オープンスカイ、航空・海上交通の手続や必要書類の標準化、貨物安全、陸上交通法規の標準化などについて協力を進めている。

1998 年 12 月の第 6 回 ASEAN 公式首脳会議において、ASEAN 諸国間における物品の通関面での簡素化(税関検査、税金の免除)の促進を目的とする「運輸簡素化枠組み協定」に署名した。また、2002 年 9 月の航空当局者間会合で、各国首都間で、毎週 100 トンを上限として、航空貨物輸送を自由化(便数や機種等)する覚書に署名した(2007 年 2 月には上限 250 トンに緩和)。さらに、2005 年 11 月の第 11 回 ASEAN 交通大臣会合(ビエンチャン)においては、国際複合一貫輸送(いわゆるマルチモーダル輸送)について、輸送業者の地位や必要な文書について統一・標準化を行うこと等を目的とする「国際複合一貫輸送に関する ASEAN 枠組み協定」に署名した。

(7)観光

ASEAN 地域への観光旅行客誘致、人的資源開発、文化遺産保護、域内間旅客の促進につき、各国観光機関(NTO: National Tourism Organisation)が政策の調整と諸活動を実施している。1999年1月の第2回 ASEAN 観光大臣会合において、2002年に「Visit ASEAN Millenium Year 2002 Campaign」を実施することに合意した。その後、2000年1月の第3回観光大臣会合において、この事業を「Visit ASEAN Campaign」に衣替えし、ASEAN地域全体を一つの強力な観光ブランドとして確立すべく、2002年以降も実施していくことに合意した。

また、2002年の ASEAN 首脳会議において ASEAN 観光協定に署名した。同協定では、 ASEAN 間旅行の促進、旅行客輸送の自由化、投資誘致及び ASEAN の文化・自然遺産の保護の確保といった行動を通じて、ASEAN 地域を単一の観光目的地とするべく努力することを約束している。

(8)サービス

- (イ) ASEAN 域内における貿易障壁を除去し、WTO サービス貿易一般協定(GATS)の 約束以上にサービス分野での自由化の範囲を拡大させることにより、ASEAN 加盟国 のサービス分野における協力を増進させることを目的として、サービスに関する枠 組み協定(AFAS: ASEAN Framework Agreement on Services)の下で、交渉が続けられ ている。
- (ロ) AFAS は、1995 年 12 月、バンコクで開催された第 5 回 ASEAN 首脳会議の際に、 経済閣僚の署名によって作成された。以降、同協定の下で、以下のとおり約束表が 承認されてきている。

第一約束パッケージ: 1997 年 10 月 (第 29 回経済閣僚会議・クアラルンプール)

第二約束パッケージ:1998年10月(第30回経済閣僚会議・マニラ)

第三約束パッケージ:2001年10月(第7回運輸大臣会議・クアラルンプール)

以上で、7つの優先分野(金融サービス、航空運輸、海運、通信、観光、建設及び

専門的ビジネス・サービス)につき合意終了。

第四約束パッケージ: 2004 年 9 月 (第 36 回経済閣僚会議・バリ) 第五約束パッケージ: 2006 年 12 月 (第 38 回経済閣僚会議・セブ)

(八)第三パッケージ以降の交渉ラウンドでは、すべてのサービス分野及びあらゆる形の 供給形態を網羅させつつ、従来以上の約束を行うことを目標としている。域内のサ ービス貿易自由化をさらに加速させるため、共通サブセクター・アプローチ(Modified Sub-sector Approach) ³及び「ASEAN-X」方式(ASEAN-X Formula) ⁴を採用している。

4.機能的協力

(1)科学技術分野

1970年に初めて科学技術分野での協力の目標を発表した。1978年には、ASEAN科学技術委員会(COST)(科学技術と人的資源の開発、域外或いは域内での技術移転の促進をめざす)を設立した。その下には、食品科学技術、バイオテクノロジー、マイクロエレクトロニクス・情報技術、素材科学技術、新エネルギー研究、海洋科学、気象・地球物理学、科学技術インフラストラクチャー・資源開発の8つの分野の下部委員会がある。

上部組織として、1980年以降、科学大臣会議が開催されてきている。科学技術プログラムの資金は、主に豪州、カナダ、欧州連合、日本、ニュージーランド、米国、UNDPが提供している。

(2)環境

- (イ)環境に関する協力は、1977年のASEAN サブリージョナル・環境プログラム(ASEP)の作成から始まった。1978年には、COSTの勧告でASEAN環境専門家会議(AEGE)を開催した。1989年に、AEGE は、ASEAN環境高級事務レベル会議(ASOEN)に昇格した。下部組織として、海洋環境、環境経済学、自然保護、環境管理、多国間汚染、環境情報・市民教育の6つの分野のワーキング・グループがある。上部組織として、環境担当大臣会議(AMME)が1981年以降開催されてきている。1992年のASEAN 首脳会議において、ASEAN は、持続的開発の原則に則って環境保護に積極的な役割を果たして行くことを誓約した。
- (ロ)1997年から98年にスマトラ島及びボルネオ島で発生した森林火災のため、インドネシアのみならずシンガポール、マレーシア等でも大きな煙害(ヘイズ)被害を被った。ASEANは、その際、国連環境計画(UNEP)等からの協力を得て問題に対処した。また、シンガポールにあるASEAN気象専門センターでは、煙害に係る気象予測も行っている。
- (八)環境保全に関しては、ASEAN は、国連関係諸機関、対話国からの支援を得て海洋・ 沿岸環境の保全、修復能力を向上させており、過剰漁獲、汚染により一時破壊され た沿岸地域も再生してきている。
- (二)さらに、ASEAN は、多国間協力にも取り組んでおり、ほとんどの ASEAN 諸国は、

 $^{^3}$ 共通サブセクター・アプローチでは、GATS または AFAS のもと、特定のセクターにおいて 3 か国またはそれ以上の加盟国が約束を行うことにより、そのセクターを ASEAN 共通のサブセクターとして認定することが可能となる。

^{4 「}ASEAN-X」方式では、2 か国またはそれ以上の加盟国が特定のセクターまたはサブセクターにおいてサービス分野での貿易自由化に合意した場合、その他の加盟国は準備ができた段階で後から参加することを容認する。

1992 年に開催された国連環境開発会議(UNCED)に参加した。また、ASEAN の多くの国は、生物多様性条約や気候変動枠組み条約といった国際合意の締約国となっている。

(ホ)現在、ASEAN 事務局には、資源開発局の下に環境問題担及び防災担当ユニットが 置かれている。

(3)文化・情報

1977年の ASEAN 首脳会議の決定により、1978年に社会・文化活動常設委員会とマスメディア常設委員会が合併され、文化・情報委員会(COCI)が設立された。次の目的に応じた活動を4つの作業部会に分かれて実施している。資金源として「ASEAN 文化基金」が設置されている。主な成果は、「ASEAN 文学集」の発行、ASEAN 音楽祭、ASEAN映画週間(その前身はASEAN映画祭)、映画俳優の交流等がある。協力の主な目的は以下のとおり。

- (イ)文化・情報での協力を促進し、地域の発展、相互理解・結束を高める。
- (ロ)地域の繁栄と平和の基盤を強化するための協力を通じ、文化の発展を促進する。
- (ハ)域内の文化、類似性、相違、伝統、関係等への理解をさらに深めるため協力して努力する。
- (二)域内のアイデンティティ意識を高める。
- (ホ) ASEAN の国際的なイメージを向上させる。

(4)社会開発

- (イ)1978年に社会開発委員会(COSD)が設立され、社会開発面での協力を実施。その下には、教育(ASCOE)、人口(APP)、健康・栄養(ASCHN)、青少年(ASY)、女性(AWP)、労働(ASCLA)、災害(AEGDM)の下部委員会がある。第4回首脳会議で、次の諸点を中心とする社会開発協力の強化を再確認した。 学校・大学での ASEAN 教育の拡充、 高校・大学レベルでの ASEAN 意識を高めるための学生交流促進、 ASEAN 大学の設立をめざした主要大学間での協力強化、 女性問題、青少年育成、 NGO 間における連携の促進、 エイズの抑制。
- (ロ)特に、女性、児童、高齢者の問題に対しては、「ASEAN ビジョン 2020」において、「慈しみ合い、分かち合う共同体(A Community of Caring Societies)」を構築することを謳い、社会の基本単位である家族における女性、児童、青少年、高齢者への十分なケアの重要性、更に女性・児童の密輸を含む国境を越えた犯罪への地域的な取り組みの必要性につき認識を共有した。その後、「ハノイ行動計画」においては、女性・児童の問題への取り組みとして、社会開発の促進と金融・経済危機の社会的影響に対する取り組みの一環として以下を掲げた。

児童の生存・保護育成のための行動計画の実施。

女性・児童の密輸、暴力犯罪に対する ASEAN としての協力強化。 児童の権利条約及び女子差別撤廃条約等の完全実施に向けた行動。

(八)また、事務レベルにおいては、「ASEAN 女性委員会(ASEAN Committee on Women: ACW)」を設置し、ASEAN 加盟国間の政策調整と法執行を促進させるための事業、家庭内暴力に関するデータや暴力の犠牲者に対するカウンセリング・サービスの供与を図る上での専門的知識の集積に向けた協力、女子差別撤廃条約の履行状況フォローアップ協議等を進めている。さらに、児童の密輸問題に対応するために、商業的性的搾取・ポルノ・密輸から児童を保護するための行動計画を策定中である。2004

年6月の第37回 ASEAN 外相会議では「女性に対する暴力の撲滅に関する ASEAN 宣言」を採択、2004年11月の第10回 ASEAN 首脳会議では「特に女性と児童の密輸に関する ASEAN 宣言」を採択した。2007年11月には、ASEAN+3女性委員会(ACW+3)を設立するための準備会合が開催された。

(二)高齢者の福祉促進については、ASEAN は、地域コミュニティに基盤を置いた高齢者ケアを行うため、感染症に関する脆弱者・高齢者ニーズの評価などに関する作業プログラムを実施している。

(5)麻薬規制

- (イ)予防教育・情報、法務、治療・リハビリテーション、人体からの薬物の検出の4つの分野でのプログラムを、バンコク、マニラ、クアラルンプール、シンガポールの4つのトレーニングセンターで実施している。1994 年には ASEAN 薬物濫用規制に関する行動計画が採択され、予防教育、治療、リハビリテーション、立法、研究を優先分野としている。
- (ロ)「ASEAN ビジョン 2020」においては、2020 年までに不法な薬物生産、加工、取引及び使用のない東南アジアを実現するとした。また、「ハノイ行動計画」においては、以下の内容を掲げた。

薬物濫用規制に関する ASEAN 行動計画運用に向けた作業計画を 2004 年までに 作成する。

麻薬濫用コントロールに関する旗艦プログラム、特に青少年に対する予防教育、 リハビリテーション等に関するプログラムを引き続き策定、実施する。

- (八)事務レベルでは、国境を超える犯罪に関する ASEAN 閣僚会議の下に置かれた「ASEAN 麻薬問題高級事務レベル会合(ASEAN SOM on Drug Matters)は、ハノイ行動計画による要請に応えるべく、薬物管理・監督訓練、コミュニティに基盤を置く麻薬防止活動、青少年の薬物濫用防止、前駆物質に関するセミナー等の事業を実施することにつき合意している。
- (二)2000 年7月の ASEAN 外相会議における「麻薬のない ASEAN」の2015 年前倒し実現合意を受け、同年10月にバンコクにおいて国連薬物統制計画(UNDCP)との共催で「麻薬のない ASEAN に向けた国際会議」が開催された。同会議では、危険薬物対策に関する ASEAN・中国共同オペレーション(ACCORD)も採択された(2001年4月にマレーシアで活動計画準備会合が開催され、11月にはバリで第1回タスクフォース会合を開催)。

(6) HIV/AIDS

COSD(上記(4))の下に、エイズ問題に関するタスクフォース(Task Force on AIDS)が設置されている。また、ASEAN 事務局においては、国連エイズ合同計画(UNAIDS)と共同でエイズ問題に取り組んでおり、HIV/AIDSのコントロールや予防に関する中期作業計画の作成等を行っている。

「ハノイ行動計画」において、ASEAN は、社会開発の促進等への取組として、ASEAN 地域におけるエイズについての情報照会ネットワークの強化を掲げた。

また、2001 年 11 月の第 7 回首脳会議において、HIV/AIDS 特別会合を開催し、HIV/AIDS に関する首脳宣言及び HIV/AIDS に関する ASEAN 行動計画 (2002 - 2005)を採択した。 2005 年 12 月の第 11 回首脳会議では、これに続く行動計画 (2006-2010)を採択した。 また、2007 年 1 月の第 12 回首脳会議(セブ)の際には、2001 年に続く第 2 回目の HIV/AIDS

特別会合を開催した。

(7)国境を越える犯罪

ASEAN は、1997年に ASEAN 国境を越える犯罪宣言を、また 1999年には国境を越える犯罪と闘うための ASEAN 行動計画を採択していたが、2001年9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件発生後、テロ対策分野での協力が強化された。

2001 年 10 月にシンガポールで開催された「国境を越える犯罪に関する ASEAN 閣僚会議 (AMMTC)」では、あらゆるテロ行為を強く非難し、また、テロ防止、テロとの闘いのための国際社会との協力を強化する旨明記した共同コミュニケが採択された。2002 年5月にはマレーシアで「テロに関する ASEAN 特別閣僚会合」が開催され、あらゆるテロの抑止、取締を約束し、「国境を超える犯罪に対する ASEAN 行動計画」の作業プログラムについて、各国高級実務者に実施を委任するなどを明記した共同コミュニケを採択した。さらに、2004 年 1 月の第 4 回閣僚会合の際には、初の「国境を越える犯罪に関する ASEAN+3 閣僚会合(AMMTC+3)」が開催され、これまで計 3 回閣僚会合が開催された。

(8)防災

ASEAN は域内における防災及び災害対処協力を重視し、03 年に各国の防災担当省庁の長及び ASEAN 事務局が参加する ASEAN 防災委員会(ACDM: ASEAN Committee on Disaster Managemen)を設立した。同委員会は年2回開催されており、2008年8月、タイのパタヤにおいて第11回会合が行われた。通常前期の会合においては、ACDM+3(日中韓)会合が、バック・トゥ・バックで開催されている。

第1回の会合において、ASEAN 域内の防災及び災害対処協力推進のための包括的枠組となる、ASEAN 防災緊急対応協定(AADMER: ASEAN Agreement on Disaster Management and Emergency Response)の草案が作成され、2005年、ASEAN 外相間で署名された。

同協定は、AHA センター(ASEAN 防災人道支援調整センター、08 年 12 月運用開始予定)の設立、災害緊急対応のためのスタンバイ・アレンジメントや標準運用手続(SASOP)、基金の設置等が規定された。08 年 8 月現在、未発効(7ヶ国が批准(未批准国:シンガポール、フィリピン、ブルネイ))であるが、同協定に基づき、各種ワークショップや ASEAN 災害緊急対応演習(ARDEX)など、可能な分野での取り組みが先行的に進められている。



4.域外国との関係

<対話国との調整メカニズム>

ASEAN は、UNDP を除く対話国(9か国1地域)の各々に対し、ASEAN 側で調整の窓口になる国を決めており、これを「調整国」という(country coordinator)。調整国は、慣例として、原則として ASEAN 及び対話国各々のアルファベット順で、(ASEAN 議長国ローテーションと同様、外相会議を区切りとして)3年ごとに1か国ずつずれていくことになっている(下表参照)。

CV-0 (1 K) m/o						
	2006 年外相会議後~	2009 年外相会議後~				
	2009 年外相会議	2012 年外相会議				
ブルネイ	中国	欧州連合				
カンボジア	欧州連合	インド				
インドネシア	インド	日本				
ラオス	日本	韓国				
マレーシア	韓国	ニュージーランド				
ミャンマー	ニュージーランド	ロシア				
フィリピン	ロシア	米国				
シンガポール	米国	豪州				
タイ	豪州	カナダ				
ベトナム	カナダ	中国				

<ASEAN と域外国との最近の首脳・外相会議開催形態>

110世代に別川日にの政との日間 川田の協同国内心。						
対話国	ASEAN 外相会議の時期(夏期)			ASEAN 首脳会議の時期(年末)		
日本	ASEAN+3			ASEAN+1		
中国	(ASEAN+1は2004年			ASEAN+1	ASEAN+3	
韓国	~2007年はなし。2008	PMC 全体会合	ARF	ASEAN+1		EAS
	年はあり)	(2008年はなし)				
インド	ASEAN+1		閣僚	ASEAN+1		
豪州、N Z	ASEAN+		会合			
米、加、露、EU	ASEAN+1			*		
モンゴル、PNG、バ						
ングラデシュ、パキ						
スタン、スリラン						
カ、北朝鮮						

^{*2007}年にはEU・ASEAN 首脳会議が開催された。

1 . ASEAN 拡大外相会議 (PMC: Post-Ministerial Conferences) (1978年~)

(1)目的

ASEAN が閣僚レベルで域外諸国との間で広範囲な分野に渡る意見交換を実施し、もっ

て相互の友好関係の強化、地域の平和と安定の環境作りを推進することを目的とする。

(2)開催

1978 年 6 月に日・ASEAN 外相会議として開催されたのが最初であり、以降、逐次対話国を追加してきた。年 1 回、ASEAN 外相会議 (AMM) に引き続いて開催されている 5 。

(3)構成

(イ)全体会合(「10+10」)

ASEAN10 か国と域外 10 か国・機関の外相が一堂に会する会合であり、ASEAN 議長国の外相が議長を務める。

(口)個別会合(10+1会合)

ASEAN10 か国と個々の域外国・機関との外相会合である。

2 . ASEAN 地域フォーラム (ARF: ASEAN Regional Forum) (1994年~)

(1)目的

政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じて、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。

(2)経緯

1991年7月のASEAN・PMCの席上、中山太郎外相(当時)が、PMCの場を活用して政治対話を開始すること及び右対話を効果的なものとするための高級事務レベル会合(SOM)を設置することを提案した(いわゆる「中山提案」)。これを受けて、翌1992年1月の第4回 ASEAN 公式首脳会議において、ASEAN 諸国は、ASEAN・PMCを活用して域外国との政治安保対話を強化することにつき合意し、同年7月のASEAN・PMCでは、同会合の場で初めて政治・安保対話を正式な課題として取り上げた。

以上の成果を受け、1993 年 1 月の ASEAN 高級事務レベル会議(ASEAN・SOM)において、ASEAN・PMC の下に、安全保障問題について対話国と討議を行うための高級事務レベル会合(ASEAN・PMC・SOM)を設置することにつき合意した。1993 年 5 月に開催された初の ASEAN・PMC・SOM には、ASEAN・PMC 参加国の次官級担当者が出席し、地域の今後の安保のあり方、非参加国(ベトナム、ラオス、中国、ロシア、パプアニューギニア)との対話のあり方等につき議論した。

この SOM での議論を受けて、1993 年 7 月の ASEAN・PMC では、以下を確認した。 1994 年からは、ASEAN 及び対話国に、中国、ロシア、ベトナム、ラオス及びパプ アニューギニアの 5 か国も正式メンバーとする高級事務レベル会合を行う。

上記 5 か国を含めた 18 か国・機関(下記(3))の閣僚レベルの「ASEAN 地域フォーラム(ASEAN Regional Forum)」を開催する。

以上の合意を受けて、翌 1994 年 7 月には、AMM の機会を捉え、ARF の第 1 回閣僚会合がバンコクで開催された。また、ASEAN・PMC・SOM は「ARF 高級事務レベル会合

_

 $^{^5}$ ただし、PMC における域外国の参加は、当初様々であったため、第何回の ASEAN 拡大外相会議かは数えないこととなっている。

(ARF・SOM)」へと発展解消され、1994年5月にバンコクで初会合を開催した。

(3)構成

東南アジア地域の安全保障にかかわる 26 か国・1 機関(EU)により構成される。メンバーの変遷は以下のとおりである。

(原参加国:18)ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、米国、カナダ、ロシア、EU、パプアニューギニア。

(1995年参加)カンボジア

(1996年参加)ミャンマー、インド

(1998年参加)モンゴル

(2000年参加)北朝鮮

(2004年参加)パキスタン

(2005年参加)東ティモール

(2006年参加)バングラデシュ

(2007年参加) スリランカ

3 . ASEAN+3

(1) ASEAN+3首脳会議

- (イ) ASEAN + 3 首脳会議は、1997 年夏に始まったアジア通貨・経済危機を契機として日本を含む東アジア全域による協力の必要性が認識されたことを背景に、1997 年 12 月にASEAN が日中韓の首脳を ASEAN 首脳会議(クアラルンプール)に招待する形で始まった。ASEAN + 3 首脳会議は、ASEAN が首脳レベルで日本、中国、韓国との間で東アジアにおける広範囲な分野での意見交換を行い、協力関係を強化し、地域の平和と安定を図ることを目的としている。
- (口)以後、年1回開催される ASEAN 首脳会議の際に毎年開催。1999 年の第3回会議では、この枠組みで初めての共同声明である「東アジア協力に関する共同声明」が採択され、政治・安全保障・経済・文化等幅広い分野で地域協力を強化する意思が確認された。
- (八)2001 年の第5回首脳会議には東アジア・ビジョン・グループ(EAVG)による報告書、2002 年の第6回首脳会議には東アジア・スタディ・グループ(EASG)による最終報告書が提出された。
- (二)2004年の第8回首脳会議で、2005年中の東アジア首脳会議開催を決定した。
- (ホ) ASEAN + 3協力 10 周年となる 2007年の第 11 回首脳会議において、今後の ASEAN + 3協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」及び「作業計画」が採択された。また、同会議において ASEAN + 3協力基金の創設が合意された。(

(2) ASEAN+3外相会議

- (イ)1999年に採択された上記「共同声明」で、ASEAN 拡大外相会議(PMC)の機会に ASEAN +3 外相会議を開催することで合意。2000年7月にバンコクで初開催。ASEAN+3協力の進展状況や各国共通の関心事項(国際情勢など)を議論し、首脳会議での議論の準備を行うことを目的としている。
- (ロ) 2008 年 7 月の第 9 回外相会議では、「第二共同声明」の具体的実施及び地域国際

情勢について議論された。また、ASEAN + 3 協力基金につき、総額 300 万ドルで立ち上げ ることに合意した。

(3) ASEAN + 3 財務省会議: 1999 年から始まり毎年開催。

「チェンマイ・イニシアティブ(CMI)」:2000年の第2回会議(チェンマイ)で採 択。新たな通過・金融危機を防ぐため、二国間通貨スワップ取極のネットワーク構 築等について合意(2008年3月時点で、全体で840億ドルに達している)。現在、 右ネットワークのマルチ化 (一本化)が議論されている。

「アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI):2002 年に日本が提案。アジア域内 通貨建て債券の発行を可能とする域内債券市場の育成を目指す。

(4)その他の分野での協力

外相、財務相会議以外に 12 の閣僚級会議と各種事務レベルの枠組があり、全 20 分野に 56の枠組が存在する。

|4.東アジア首脳会議 (EAS: East Asia Summit)

東アジア・スタディ・グループ(EASG)が勧告した中長期的措置の一つとして、 「ASEAN+3首脳会議を東アジア首脳会議へと深化させることを追求する」が挙げられた。 その後、関係国間で議論を積み重ねた結果、2004年11月の第8回 ASEAN+3首脳会議(ビ エンチャン)で、2005年12月に第1回東アジア首脳会議をクアラルンプールで開催する ことに合意した。また、2005 年 7 月に開催された第 6 回 ASEAN+3 外相会議 (ビエンチ ャン)において、EASの参加国を、ASEAN+3に豪州、ニュージーランド及びインドを含 めた計 16 か国とすることを決定した。

2005年 12月に開催された第1回 EAS (クアラルンプール)において採択された「クア ラルンプール宣言」において EAS が毎年開催されることが明記された。また、2007年1 月の第2回 EAS (セブ)では、ASEAN が提示した、EAS の枠組みの下での5つの優先協 力分野(エネルギー安全保障、金融、教育、鳥インフルエンザ、防災)のすべてにおいて、 16 か国で具体的な協力事業を推進していくこととなった。また、エネルギー安全保障を 主要テーマとして議論し、「エネルギー安全保障に関するセブ宣言」が採択された。また、 シンガポールで開催された第3回 EAS では地球環境問題、気候変動への関心の高まりを受 けて「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」を採択した。

|5 . 対話国・機関

(1)日本

日本と ASEAN の最初の協力関係は、1973年11月に、日本の合成ゴム輸出について議 論するための「日・ASEAN 合成ゴムフォーラム」が開催されたのを嚆矢とするとされて いる⁶。日本は、10 に及ぶ ASEAN の対話国・機関のうち、ASEAN との協力関係設置は欧 州委員会に次いで2番目(1973年)に古く、ASEAN との首脳・外相会議を開催した国と しては最も古い(各々1977年、1978年)。ASEAN 対話国の地位を得たのも日本が最初

⁶ 1977 年 8 月 5 日の第 2 回 ASEAN 首脳会議コミュニケ第 32 項は、「首脳は、ASEAN と日本との間の経済 面における協力は 1973 年 11 月の ASEAN・日本合成ゴムフォーラムの設立によって開始されたことに留意 した」と述べている。

である(1978年)。

また、ASEAN と対話国との首脳会議は、年次 ASEAN 首脳会議の際に、ASEAN 議長国において開催されるのが通例であるが、2003 年 12 月には、日 ASEAN 関係 30 周年を記念して、ASEAN と対話国の首脳会議としては初の ASEAN 域外開催となる日 ASEAN 特別首脳会議(Japan-ASEAN Commemorative Summit)が東京で開催された。

<u>(イ)日・ASEAN 首脳会議(Japan-ASEAN Summit)</u>

1977 年 8 月 7 日、ASEAN 創設 10 周年を記念してクアラルンプールで開催された第 2 回 ASEAN 首脳会議に福田赳夫内閣総理大臣が招待されたのが、日本と ASEAN の首脳が一堂に会した初めての機会となった。(福田内閣総理大臣は、これに出席した後、東南アジアを歴訪し、同月 17 日にマニラにおいていわゆる「福田ドクトリン」演説を実施した。)

その後、ASEAN 創設 20 周年となる 1987 年の第 3 回 ASEAN 首脳会議に竹下登内 閣総理大臣が、同 30 周年となる 1997 年の第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議に橋本龍太 郎内閣総理大臣が、それぞれ招待され、1997 年以降は、年次 ASEAN 首脳会議の際に 定期的に日・ASEAN 首脳会議が開催されている。(正式な「日・ASEAN 首脳会議」 は、1997 年の会議を 1 回目として数えている。)

(ロ)日・ASEAN 外相会議 (Japan-ASEAN Foreign Ministers' Meeting)

1978 年 6 月 17 日、タイのパタヤで開催された ASEAN 外相会議にが園田直外務大臣が招待されたのが、日本と ASEAN の外相が一堂に会した初めての機会となった。1979 年以降は、これが定例化され、2003 年(プノンペン)までは、ASEAN 外相会議の際に毎年日・ASEAN 外相会議が開催されてきた。その後、2004 年 ~ 2007 年 1 月以降は、年末のASEAN 関連首脳会議の直前に一連の外相会議が開催され、日・ASEAN 外相会議もその中で開催されていた(2004 年 11 月ビエンチャン、2005 年 12 月クアラルンプール、2007年 1 月セブ)。ただし、2008 年には ASEAN 外相会議(7 月)の際に日・ASEAN 外相会議が開催された。

なお、2003年には、東京で開催された日 ASEAN 特別首脳会議の機会に日 ASEAN 外相会議も併せて開催された。さらに、毎年9月の国連総会一般討論演説の機会にも、双方の都合があえば日・ASEAN 外相会議を開催している。(なお、ASEAN は、夏の ASEAN 外相会議や年末の ASEAN 首脳会議に併設して開催されるものを「Meeting」とし、それ以外の機会に開催されるものは「非公式協議:Informal Consultation」と呼んでいる。)

(八)日・ASEAN 経済閣僚会議(AEM-METI)

(i)目的

国際経済情勢一般から産業協力プログラム等幅広い経済問題につき意見交換を行う。最近では、日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)交渉を担当する閣僚会議としても機能している。

(ii) 開催

1991 年に ASEAN 側から招待を受け、1992 年以降、夏の ASEAN 経済閣僚会議に併せて毎年開催している。第 14 回会合(2007 年 8 月、マニラ)では、A J C E P の大筋合意に達した。

(二)日·ASEAN 経済産業協力委員会 (AMEICC: AEM-METI Economic and Industrial Cooperation Committee)

(i)目的

AEM - METI の下部組織として(ただし、出席者は AEM-METI と同じ)、AEM-METI で決定された大局的な方針の下で、日・ASEAN 間の産業協力、ASEAN 諸国の産業競争力の強化、ASEAN 新規加盟国への開発支援に係る具体的協力について協議する。

(ii) 開催

1998年11月に第1回会合をバンコクで開催し、以降、2003年9月まで6回開催された。 2002年以降は、AEM-METIと一体のものとして開催されており、2004年以降は事実上 AEM-METIに統合されている。

第5回会合(2002年9月・ブルネイ)では、日・ASEAN 包括的経済連携の実現に向けた具体的な計画と要素を提供する「枠組み(A Framework)」の検討を開始することにつき、首脳に提言した。

(ホ)日・ASEAN 財務閣僚会議

地域の経済・金融問題について意見交換を行うため、1999 年まで開催されていたが、2000 年以降は開催されていない。

(へ)日・ASEAN 科学技術関係閣僚会議

1983 年、中曽根康弘内閣総理大臣が東南アジア諸国歴訪の際に提唱した会議であり、 1983 年の第1回会議以降、不定期に開催されている。

(ト) 日・ASEAN フォーラム (ASEAN-Japan Forum)

日・ASEAN 間における政治・安全保障及び経済、経済協力、文化面の協力に関して、各国外務次官級担当者で大所高所から議論することを目的としている⁷。特に、1997年5月の第17回会合からは、同年12月に初の日・ASEAN(公式)首脳会議が予定されていたこともあり、政治・安全保障分野により脚光を当てることになっている。

会合は、原則年1回、日本とその時点での ASEAN 対日調整国とで交互に開催される。 日本側代表は、外務審議官が務めている。最近では、2007 年 11 月に東京において第 23 回会合が開催され、日本側代表として河野雅治外務審議官が、ASEAN 側代表として、対 日調整国ラオスのブンクート・サンソムサック外務副大臣他各国の代表が、それぞれ出席 した。

<u>(チ)日・ASEAN 開発協力ラウンド・テーブル</u>

日・ASEAN 各国のハイレベルの経済協力当局者及び国際機関等が参加し、経済協力を中心とした ASEAN 諸国全体に関わる開発問題等につき、大所高所に立った政策対話を行う会議であり、1997 年 12 月の第 1 回日・ASEAN 首脳会議において橋本龍太郎内閣総理大臣が開催を提案。1998 年 5 月に沖縄にて開催、日本側からは外務省経済協力局長が、

 7 日・ASEAN フォーラムは、従来は局長級会合であったが、1993 年の第 13 回会合以降は次官級が出席している。また、1998 年の第 16 回会合までは 1 \sim 3 年おきに、2001 年の第 17 回会合以降は毎年開催されている。

ASEAN 側からは、各国開発協力担当次官等が出席した。

(リ) 日・ASEAN 協議グループ会合 (CGM: ASEAN-Japan Consultative Group Meeting) 日・ASEAN 拡大協議グループ会合(拡大 CGM: ASEAN-Japan Expanded Consultative Group Meeting)

上記(ト)のとおり、日・ASEAN フォーラムが、1993 年以降、各国外務次官級のフォーラムとして大所高所の政策議論を行う場となり、また、1997 年よりは政治問題により時間を割くこととなったことから、従来同フォーラムで行われてきた日・ASEAN の個別プロジェクトに関するより実務的な意見交換を行う時間が減少することとなった。このため、日・ASEAN フォーラムの下部組織として、日・ASEAN 間の協力案件や、個別の日・ASEAN 間の懸案事項につき詳細に協議を行う場を設けることとなった。

- (i) 日・ASEAN 協議グループ会合は、こうした趣旨で設置され、1998 年 4 月の第 1 回会合から 2001 年 9 月の第 6 回会合まで、おおむね局次長レベルでされた。
- (ii) その後、小泉純一郎内閣総理大臣が 2002 年 1 月にシンガポールで行った ASEAN 政策演説で、「5 つの構想」を提唱したことを受け、その具体的な実施に関して日・ASEAN 間で協議を行うため、CGM を格上げ(局長級)する形「日・ASEAN 拡大協議グループ会合」が開催されることとなった。

会合は、2002年3月から2003年3月にかけて集中的に6回開催され、「5つの構想」の一つである「日本ASEAN 交流年2003」及び「日・ASEAN 特別首脳会議」の準備及び実施について議論が行われた。その後、2005年6月に、東京で第5回ASEAN+3局長級会合が開催された際に、第7回会合が開催され、「日・ASEAN特別首脳会議」で採択された「行動計画」のフォローアップ状況等について意見交換を行ったが、これ以降は開催されていない。

(ヌ)日・ASEAN 環境対話

日本と ASEAN の環境協力を推進するため、2007 年の第 11 回日・ASEAN 首脳会議で福田 総理が提案し、2008 年 3 月に発足。

(ル)東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター (ASEAN Promotion Centre on Trade, Investment, and Tourism) (略称:日本アセアンセンター (Japan-ASEAN Centre))

1977 年 8 月に福田赳夫内閣総理大臣が ASEAN 首脳と会談を行った際に発出した共同 声明を踏まえ、1981 年 5 月 25 日に日本及び ASEAN 参加国との間で設立された国際機関 である。活動目的は、 ASEAN 諸国から日本への輸出、特に半加工品と製品の輸出促進、

日本から ASEAN 諸国への投資促進、 日本から ASEAN 諸国への観光客の増加である。 2007 年 11 月、センター理事会はセンター設立協定改正を採択した。同改正では、 センターの目的及び活動に関し、投資促進及び観光促進の双方向化を規定し、 センターの目的及び活動に人物交流を追加し、 日 ASEAN 間の義務的拠出金負担比率を変更(現行の9:1 から7:1 へ)することを主な内容としている。同改正の発効にはすべての加盟国の受諾が必要であり、2008 年 9 月 1 日時点において我が国、カンボジア、ラオス、シンガポール、ベトナムの5 ヶ国が受諾している。

<u>(i)機</u>構

日本アセアンセンターは、理事会(加盟各国1名ずつの理事から構成される最高意思 決定機関)監督・助言機関である執行委員会及び実施機関である事務局で構成される。 常設展示場を擁する事務局は東京の東銀座に所在している。

機構の長は事務総長(現在は赤尾信敏元駐タイ大使)であり、その下に、総務部、貿易部、投資部、観光部が存在する。

(ii) 主な実施事業

貿易関連:常設展示場における展示会、日 ASEAN 中小企業支援に係る有望商品展示・ 商談事業、商品開発専門家派遣、ASEAN 製品の対日輸出市場調査

投資関連: ASEAN 国別投資セミナー、投資家ミッション派遣、投資ネットワーク構築 事業、ASEAN 各国投資情報資料作成

観光関連:日本人旅行者受入人材育成事業、ASEAN 観光フェア、日 ASEAN 産学連携 ツアー開発促進事業、観光促進資料作成

広報関連:メディアへの広告掲載、ホームページ及び刊行物による情報提供活動

(ヲ)日・ASEAN 統合基金 (JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund)

2004年11月の第10回 ASEAN 首脳会議で、ASEAN 統合を促進するために ASEAN 開発基金(ADF)を設置することに合意されたことを受け、2005年12月に開催された第9回日 ASEAN 首脳会議において、小泉純一郎内閣総理大臣から、日本としても ASEAN 統合支援のために総額75億円を拠出する用意があることを表明した(平成17年度補正予算)。これに基づき、2006年3月27日に東京で、麻生太郎外務大臣と駐日マレーシア大使が、「日 ASEAN 統合基金」設立のための文書に署名し、同基金が立ち上げられた。

2007 年 1 月の第 10 回日・ASEAN 首脳会議や第 2 回東アジア首脳会議において、安倍晋三内閣総理大臣は、 経済連携に向けた ASEAN 諸国の努力を支援するために、総額 5,200 万ドルを新規に拠出すること、 今後 5 年間アジアの青少年を毎年 6,000 人日本に招待することを中心とする青少年交流計画のために、総額 350 億円を新規に拠出することを表明した。その後、ASEAN 側との調整の結果、 の全額及び の一部8を JAIF へ追加拠出する形をとることとなり、2007 年 3 月 23 日、麻生太郎外務大臣と駐日次期ラオス大使との間で、この追加拠出に関する文書に対する署名が行われた。

(i)目的

ASEAN 統合を実現するための ASEAN 諸国の努力を支援すること ASEAN 安全保障共同体、ASEAN 経済共同体、ASEAN 社会文化共同体の設立を支援 し、域内格差是正を図ること

日本と ASEAN との間の協力を促進すること 地域諸機関及び準地域諸機関の活動を支援すること その他日本及び ASEAN が適当と判断する活動を行うこと

<u>(ii)</u>運営機関

JAIF は、ASEAN 事務局に設置された基金であり、ASEAN 事務局の口座にて管理され

⁸ ASEAN 各国及びインド、豪州、ニュージーランドからの招へいに係る分として約 217 億円(約 1 億 9600 万ドル)。

⁹ 署名時に委任状奉呈を了していなかったため。

ている。ASEAN 事務局において年 2 回、同事務局、対日調整国 (ASEAN 各国の持ち回り)及び日本政府が参加し、JAIF 運営委員会が開催され、各事業の実施状況や今後の基金の運用改善策等について協議が行われている。

(iii)主な実施事業

<u>鳥インフルエンザ対策支援事業</u>:50万人分の抗インフルエンザ薬と70万人分の防護服をシンガポールに備蓄し、ASEAN域内でヒトからヒトに感染する鳥インフルエンザが発生した場合に集中投入できるように物資と体制を整備しておくもの。

日・ASEAN テロ対策対話:日本と ASEAN という枠組みで初めてテロ対策に係る政府高級実務者の会議を開催するもの。2006年6月に1回目を開催し、2007年9月に第2回会合が開催された。

<u>(ワ)日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP: ASEAN-Japan Comprehensive Economic</u> Partnership)協定

(i) 協定の意義と概要

我が国初の複数国間の経済連携協定(EPA)。

我が国と緊密な関係を有し、各国との FTA 締結の動きが進む ASEAN との戦略的関係強化。

原産地規則の累積規定(注)を日・ASEAN 域内で適用することにより、域内全体の生産ネットワークを強化。

物品貿易の自由化・円滑化の他、知財・農林水産分野(違法伐採対策を含む)での協力や、サービス貿易並びに投資の自由化及び保護についての今後の交渉等も規定している。

(注)累積:ある産品が締約国 A で生産される場合、その生産に使用された締約国 B の原産材料を締約国 A の原産材料とみなすこと。

(ii) 協定の交渉の経緯

- ・2002 年 1 月 小泉総理(当時)演説(於シンガポール)にて「日 ASEAN 包括的経済 連携構想」を提唱。
- ・2003 年 10 月 日 ASEAN 包括的連携協定の枠組を採択。
- ・2005 年 4 月 日 ASEAN 包括的連携協定交渉開始。以来、11 回の正式交渉会合を開催。
- ・2005 年 12 月 日 ASEAN 首脳会議で「交渉を 2 年以内に終えるように最善の努力を行う」ことを首脳間で確認。
- ・2007 年 1 月 日 ASEAN 首脳会議にて、2005 年 4 月の交渉開始から 2 年以内に妥結するという決意を再確認。
- ・2007 年 5 月の日 ASEAN 経済大臣会合(於ブルネイ)において、物品貿易自由化の方式(モダリティ)について原則的に意見が一致。
- ・2007 年 5 月に原則的に意見が一致したモダリティを踏まえ、日本と ASEAN 各国間でオファー交換を行った。その後の交渉を通じて、各国のオファー・リストの品目の微調整(ファイン・チューニング)を実施し、オファー・リストを確定。これを踏まえ、8 月 25 日に開催された日 ASEAN 経済大臣会合にて大筋合意を確認。
- 2007年11月の日ASEAN首脳会議にて各国首脳は交渉の妥結を歓迎。
- (その後各国持ち回りで署名。日本は 2008 年 3 月 28 日に署名。同年 4 月には署名が完了。日本は 2008 年 6 月に国会承認)。

(iii) 物品貿易自由化に関するモダリティー

日本:10年以内に貿易額93%の部分について関税撤廃を行い、その他のものの一定割合について、関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。

ASEAN6 ヵ国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ):10年以内に貿易額・品目数共に90%について関税撤廃を行い、その他のものの一定の割合について関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。

ASEAN4 ヶ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム): 関税撤廃・引き下げ のスケジュール等について、それぞれの経済発展段階に応じて ASEAN6 ヶ国と の差を設ける。

(iv) 品目別概況

日本側のオファー

- ・鉱工業品については、殆どの物品について、10年以内に関税撤廃を行う。
- ・ 農林水産品については、守るべきものは守りながら、ASEAN 側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行う。

ASEAN 側のオファー

- ・AJCEP 協定は、日本と ASEAN 域内での原産地規則の「累積」の適用によって、日本 及び ASEAN 域内全体での生産ネットワークを強化することにその主要な意義があ る。
- ・そのような原産地規則の「累積」の適用によって裨益する効果が大きい品目(例えば、薄型テレビや薄型テレビパネル、自動車部品等)については、殆どの国おいて、十分な関税の撤廃・削減が約束される等、質の高い内容を実現。

(v) その他の分野

原産地規則の「累積」のメリット:原産地規則とは、ある産品がAJCEP協定に基づく特恵関税の対象となる原産品として認められるためのルール。日本と ASEAN 域内での原産地規則の「累積」の適用によって、AJCEP協定の下では、二国間 EPA に比し原産品として認定されることがより容易となるとのメリットがある。

投資・サービス: AJCEP 協定においては、将来的な地域レベルの自由化に向けた基盤を構築。サービス貿易、並びに投資に自由化及び保護についての今後の交渉を規定。 経済的協力: AJCEP 協定の下で、知的財産分野や農林水産分野(違法伐採対策を含む) における協力、CLMV 向け支援等を含め、ASEAN 地域内の開発格差の是正や ASEAN 統合に資するような協力を実施予定。

(2)中国

中国は、1991年に ASEAN との非公式な関係を開始した。具体的な協力としては、1994年の第 27回 ASEAN 外相会議の際に署名された交換公文により、経済・貿易協力合同委員会及び科学技術協力合同委員会を設置したのが始まりである。

1995 年 4 月には、外交当局の高級実務者会議が初めて中国で開かれ、政治・安全保障問題につき討議した。その後、1996 年 7 月からは、ASEAN 拡大外相会議に参加し、完全な「対話国」の地位を得た。さらに、1997 年 12 月に、第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議に際して、(日本・韓国とともに)初の「中国・ASEAN 首脳会議」を開催し、21 世紀に向

けた親善相互信頼パートナーシップを謳う「中国・ASEAN 共同声明」を採択した。2003年には、東南アジア友好協力条約(TAC)に加入した。

2006 年 10 月 30 日及び 31 日に、中国広西壮族自治区南寧市において、中国と ASEAN の対話関係 15 周年を記念して「中国・ASEAN 特別首脳会議」が開催された。 ASEAN と 各国との首脳会議が ASEAN 域外で開催されるのは、2003 年 11 月の日 ASEAN 特別首脳会議(東京)以来 2 例目である。

経済・社会分野では、1995 年 3 月の科学技術協力合同委員会第 1 回会合で、費用分担により協力プロジェクトを行うことに合意した。その後、1995 年 8 月の経済・貿易協力合同委員会第 1 回会議では、貿易と投資の促進策について協議した。また、1997 年 2 月には ASEAN・中国合同協力委員会第 1 回会合が中国・北京で開催され、ASEAN 中国協力基金運営委員会手続規則が採択されたほか、人的交流、経済貿易に関するワークショップ、情報交換の 3 つのプロジェクトを承認した。

<u>(イ)</u>中国・ASEAN 自由貿易地域

<u>(i</u>)経緯

「ASEAN+1」の枠組みでの自由貿易地域構想を提唱したのは、中国が最初である。 2000 年 11 月のシンガポールでの中国・ASEAN 首脳会議において、中国の朱鎔基首相 (当時)は ASEAN との自由貿易地域の設立を提案し、専門家会合を設置して検討する ことになった。同専門家会合の結果を踏まえ、2001 年 11 月の第 5 回中国・ASEAN 首脳会議(ブルネイ)において、「10 年以内に中国・ASEAN 自由貿易地域を設立する」 ことに合意した。その後の交渉を経て、2002 年 11 月の第 6 回中国・ASEAN 首脳会議 (プノンペン)で、「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組協定」が署名された(2003 年 7 月 1 日発効)。

その後、2004 年 11 月の第 8 回首脳会議(ビエンチャン)の際、「紛争解決メカニズムに関する協定」が経済閣僚により署名され、発効した。また、「モノの貿易に関する協定」は 2005 年 7 月に発効した。さらに、2007 年 1 月の第 10 回首脳会議(セブ)の際、「中国 ASEAN 包括的経済協力枠組協定サービス貿易協定」が署名され、発効した。

(ii) 概要

- ・中国及び ASEAN 原加盟 6 か国については 2010 年まで、新規 ASEAN 加盟 4 か国については 2015 年までに自由化を完了する。
- ・関税の削減・撤廃の実施に当たっては、「通常分野 (ノーマル・トラック)」と慎重な対応が必要な「例外分野 (センシティブ・トラック)」に分け、通常分野は 2005 年から段階的に自由化を開始する。
- ・モノやサービスに関する自由化措置を前倒しで実施する先行成果(アーリーハーベスト)として、農林水産品の自由化を 2004 年 1 月 1 日より先行実施。中国及び ASEAN 原加盟国については 2006 年 1 月 1 日までに、ベトナムは 2008 年 1 月 1 日までに、ラオス、ミャンマーは 2009 年 1 月 1 日までに、カンボジアは 2010 年 1 月 1 日までに、アーリーハーベストの自由化を完了。
- ・サービス分野では、中国側は、建築、環境保護、輸送、スポーツ、商務、ASEAN側が金融、電気通信、教育、旅行、建築、医療などの分野で、相手側に市場開放を認め、 独資または合資企業の設立を許可し、株式保有比率の制限を緩和するもの。

自由化の内容	先行自由化(アーリーハーベスト) 【関税分類 HS コート・1~8 類】 (主に農林水産品、一部例外品目あり)		通常自由化 【関税分類 HS コード 9 類以降】 (主に穀類等の農産品と鉱工業品)	
国名	中国 ASEAN 6	CLMV (ASEAN 新規加盟国)	中国 ASEAN 6	CLMV
実施期限	2003 年 7 月まで 暫定的な原産 2003 年 12 月ま ⁻ 最終的な原産	地規則を作成	2004年6月までに モノの貿易に関する関税の 撤廃交渉を終了	
2004.1	自段	in a significant s		
2005.1 2006.1 2007.1	化的	自のでは、(段階的自由化) 化階サーク・カーンボーク・カーンボーク・カーンボーク・カーンボーク・カーンボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・ボーク・カーン・オーク・オーク・オーク・オーク・オーク・オーク・オーク・オーク・オーク・オーク	関 機 機 機 発 機 度 機 に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	関税削減
2008.1		<u> </u>		•
2009.1				撤廃
2010年		中国・ASEAN 自由貿易地域の設立		
2015年		(自由化の完成)		

(口)南シナ海諸群島領有権問題

南沙諸島(中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張) 及び西沙群島(中国、台湾、ベトナムが領有権を主張)については、主に中国・ASEAN の枠組みで、ルール作りを基本とする協力が進められてきている。

1999 年 7 月の ASEAN 外相会議では、フィリピンが「南シナ海における地域的行動規

範(Regional Code of Conduct for the South China Sea:以下、行動規範)」案を提示したが採択されず、引き続き作業部会等を開いて協議していくこととなった。同年 11 月に開催されたASEAN・SOMで「行動規範」の ASEAN案に合意が得られたが。その直後の中国・ASEAN・SOMで、中国は「行動規範」 ASEAN案を拒否した。数日後に開催された中・ASEAN首脳会議では、友好的協議と平和的手段を通じた問題解決を再確認すると共に、行動規範について継続協議することに合意した。

その後、累次の中国・ASEAN 間の交渉を経て、2002年7月、第35回 ASEAN 外相会議・共同コミュニケにおいて、南シナ海における行動規範の採択が同地域の平和と安定を促進することを再確認するとともに、「南シナ海における関係国の行動に関する宣言 (Declaration on the Conduct of Parties in



the South China Sea:以下、行動宣言)」の採択に向け中国と緊密に作業していくことで

合意した。同年 11 月の第6回中国・ASEAN 首脳会議において、<u>各国首脳が行動宣言に署名</u>。同宣言では、南シナ海における問題を解決する際の大まかな原則について明記された。

2004年12月、マレーシアにおいて、中国及びASEAN 当局者による「南シナ海における関係国の行動宣言の履行に関する検討会議」が開催され、大きな進展は見られなかったが、中国・ASEAN 共同作業部会の設置について合意した。その後、同作業部会は、2005年8月にフィリピンにおいて、2006年2月に中国(海南島)において、「南シナ海における行動宣言に関する中国・ASEAN 合同作業部会」として開催された。

2006 年 10 月の第 10 回中国・ASEAN 特別首脳会議では、共同声明において関係国が引き続き同宣言にコミットしつつ、行動規範策定に向けて作業を続けることに言及した。

2007 年 11 月の中国・ASEAN 首脳会議でも、同宣言の早期かつ完全な履行に向けた決定を再確認した。

(3)韓国

韓国と ASEAN の関係は、1989 年 8 月に、ソウルで、初の韓国・ASEAN 高級実務者会議が開催されたことに始まり、続く同年 11 月に、アリ = アラタス・インドネシア外相(当時の ASEAN 議長国)と韓国の崔浩中(Choi Ho-Joong)外相との間の交換公文で、分野別対話国関係を設置することに合意した。その後、貿易、投資、観光の分野における関係を促進する目的で、ASEAN・韓国共同分野別協力委員会(JSCC)が設立され、1990 年にインドネシアで、また、1991 年に韓国で同会合が開催された。

1991年7月、マレーシアで開催された第24回 ASEAN 外相会議において、韓国は ASEAN の正式な対話国に昇格し、協力の分野は、科学技術・人材育成にも拡大した。1991年以降、韓国は、ASEAN 拡大外相会議 (PMC)に、また、1994年の設立当初から ASEAN 地域フォーラム (ARF)にも参加している。1997年には、年次 ASEAN 外相会議の際に、(日本・中国とともに)初の韓国・ASEAN 首脳会議を開催し、21世紀に向けた ASEAN と韓国のパートナーシップを謳う「ASEAN・韓国共同声明」を発表した。このほか、1993年から、韓国・ASEAN 対話 (次官補レベル)が定期的に開催されている。2004年には、東南アジア友好協力条約 (TAC)に加入した。

2005年12月には「韓国・ASEAN 包括的経済協力枠組協定」が署名され、発効した。また、同協定の下、「紛争解決メカニズムに関する協定」も同時に署名され、発効した。さらに、モノの貿易に関する協定については2007年6月に、サービス貿易協定は同年11月に各々発効した。

同年 11 月の韓国・ASEAN 首脳会議において、韓国及び ASEAN 双方の貿易、投資、 観光及び文化交流の促進を目的とする「韓国 ASEAN センター」の設立に関する覚書が 署名された。

(4)インド

インドと ASEAN は、1992 年に対話国関係の構築を開始し、1993 年 3 月に、貿易、投資、観光、科学技術の 4 つの分野についての分野別対話を開始した。1995 年の第 5 回 ASEAN 首脳会議は、インドを正式な対話国とすることを決定し、同国は 1996 年から ASEAN 拡大外相会議に参加している

2002 年以降は、年次 ASEAN 首脳会議の際に、インド・ASEAN 首脳会議が開催されてきている。また、インドは、2003 年 10 月の第 2 回首脳会議の機会に、東南アジア友好協力条約(TAC)に加盟した。2004 年 11 月の印 ASEAN 首脳会議の際には、「平和、進歩

及び繁栄共有のためのインド・ASEAN パートナーシップ行動計画 (Plan of Action to Implement the ASEAN-India Partnership for Peace, Progress and Shared Prosperity)」を採択し、包括的な協力の推進に合意した。

経済面では、2002 年9月の第1回インド・ASEAN 経済閣僚会議において、長期的目標として「インドと ASEAN の地域貿易・投資地域(RTIA: Regional Trade and Investment Area) 又は自由貿易地域を創設する」ことで合意し、同年11月の首脳会議で、「印 ASEAN 経済連携タスクフォース」を設置して、FTA の実現可能性等について検討を進めていく旨の共同声明が発出された。2003 年10月の第2回インド・ASEAN 首脳会議では、アーリーハーベスト、サービス貿易、投資、経済協力を含む包括的経済協力枠組み協定が署名された(発効は2004年7月)。関税撤廃のスケジュールは、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール及びタイとインドの間では2011年まで、フィリピンとインドの間では2016年まで、新規加盟国については、インド側は2011年まで、新規加盟国側は2016年までに完了することとしている。物品貿易協定の交渉は2004年1月より開始され、2008年8月に大筋合意した。

(5) 豪州・ニュージーランド・CER⁹

<u>(イ)</u>豪州

ASEAN と豪州との協力関係は、1974年に始まった豪州・ASEAN 経済協力プログラム (AAECP)の下で、食料分野の協力を中心に開始された。その後、豪州・ASEAN 間の協力分野は、1991年には教育、環境、電気通信、科学技術をはじめとする経済・社会分野に、1993年には政治・安全保障対話へと拡大されてきた。1979年には、ASEANの対話国を地位を得て、以降 ASEAN 拡大外相会議に参加してきている。2005年12月10日には、東南アジア友好協力条約(TAC)に加入した。

豪州・ASEAN 協力の中核的な枠組みとして、豪州・ASEAN フォーラムがある。同フォーラムは、1974 年 4 月に第 1 回会合がキャンベラで開催され、以降おおむね 1 年半おきに、豪州と ASEAN 対豪調整国とで交互に開催されてきている。最近では、2006 年 11 月に、第 21 回会合をバンコクで開催した。

(口)ニュージーランド

ASEAN とニュージーランドの協力関係は 1975 年から始まり、1979 年には ASEAN 対話国の地位を得た。現在は、ASEAN・ニュージーランド経済協力プログラム (ANZECP)の下で、ASEAN に対する協力が実施されている。具体的には、科学技術協力、貿易投資促進プログラム (TIPP)、エネルギー開発協力等を実施している。また、ニュージーランドは、2005 年 7 月 25 日に、東南アジア友好協力条約 (TAC)に加盟した。

(八) CER

(i)豪州・ニュージーランド ASEAN-CER 特別首脳会議

2004 年 11 月 30 日に、第 8 回 ASEAN 首脳会議の機会に、ビエンチャンにおいて、2004 年に豪州が、2005 年にニュージーランドが、それぞれ ASEAN との協力関係を開始して 30 周年となることを記念して開催された。政治・安全保障、FTA 交渉開始を含む経済・

 $^{^9}$ 「より緊密な豪州とニュージーランドの経済関係に関する貿易協定(1983 年)」により設立された両国自由貿易圏の略称(\underline{C} loser \underline{E} conomic \underline{R} elations)

金融、機能的分野、人的交流の4分野における大局的協力目標を示した「共同宣言」に署名した。

(ii) ASEAN-CER 自由貿易地域

特別首脳会議で交渉開始に合意した。同首脳会議の共同宣言では、 2005 年の早期に 交渉を開始し、2年以内に交渉を終えること、 10 年以内に自由化目標を完全達成する ことに合意されている。

その後、2006 年 8 月の ASEAN-CER 経済閣僚会議で、2007 年以内の妥結を目指して交渉を加速することに合意したが、現在も引き続き交渉中。

(6)米国

米国と ASEAN の関係は、1977 年 9 月の第 1 回米国・ASEAN 対話の開催をもって開始された。同対話は、当初は一次産品貿易を主要テーマとしたものであり、米国からは経済担当国務次官が、ASEAN 側からは経済・貿易担当省庁の次官級担当者等が出席していた。その後、政治・安全保障分野での対話も行われるようになり、米国は、1979 年には ASEAN 対話国の地位を得て ASEAN・PMC に参加、また、ARF には 1994 年の設立当初から参加している。

経済関係においては、民間レベルでの経済協力の促進に重点がおかれてきた。1995 年までは「ASEAN 民間投資・貿易促進プロジェクト(PITO)」や「環境改善プロジェクト(EIP)」を通じて、開発、貿易・投資の分野での協力が実施された。1995 年からは、米国・アジア環境パートナーシップ・プログラム(AEP)の下で、煙害(ヘイズ)などの環境問題につき協力が行われている。

ASEAN と米国は、2005年11月17日、釜山で開催されたAPEC 首脳会議の機会を利用して、初の「米国・ASEAN 首脳会議」を開催した。ただし、ASEAN 側の参加国は、APEC メンバーとなっている7か国である(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム)。会議後、政治・安全保障、経済協力、社会・開発協力の各分野における米国・ASEAN 協力の大局的方向性を示した、「米国・ASEAN の強化されたパートナーシップに関する共同ビジョン声明(Joint Vision Statement on the ASEAN-U.S. Enhanced Partnership)」を発出した。

また、2006年7月26日には、ASEAN 拡大外相会議の際の米国・ASEAN 外相会議で、上記「強化されたパートナーシップ」を具体化するための「枠組み文書」と「行動計画」に署名した。同「行動計画」は、2011年までの5年間の優先協力分野を包括的に列挙しており、今後、米国とASEAN事務局が、この「行動計画」実施のための具体的タイムフレームを策定するとしている(「行動計画」IV.1.a)。また、すでに、同「パートナーシップ」の試験的事業の一環として、米国とブルネイが共同でアチェ復興支援プロジェクトを実施した。さらに、同「行動計画」においては、以下の点が含まれている。 将来(公式の)米 ASEAN 首脳会議を開催する可能性を探求する(I.1.1) 米国の行政・立法・司法府と ASEAN 首脳会議を開催する可能性を探求する(I.1.1) 米国の行政・立法・司法府と ASEAN 諸国の APEC 参加を支持することを検討する(II.1.4) 法の支配、司法システム、法的インフラ、グッドガバナンス等の分野での米国による協力を進める。なお、米国は 2008年4月、スコット・マルシェル国務省東アジア太平洋次官補代理(東南アジア担当)を ASEAN 担当大使に任命した。

<u>(7)カナダ</u>

ASEAN とカナダとの関係は、1977年に、カナダ外相から ASEAN 側に対し開発協力を推進することを提案したことに始まり、1981年の ASEAN・カナダ経済協力協定 (ASEAN-Canada Economic Cooperation Agreement)の署名及び ASEAN・カナダ合同協力委員会(JCC)の設立をもって確立された。1994年には合同計画・管理委員会(JPMC)が設立され、計画及び実行レベルでプロジェクトを管理することとなった。カナダは、科学技術、人的資源開発、情報・文化、女性問題等の分野で技術協力を実施している。

また、近年は、政治・安全保障分野も含めた包括的な対話関係が構築されてきている。2004年以降は、双方外務省局長級の担当者による「カナダ・ASEAN 対話(ASEAN-Canada Dialogue)」が開催されており、最近では、第4回会合がオタワで開催された。また、2005-2007年を対象とする「第1次共同協力作業計画(The First Joint Cooperation Work Plan)」の下で、テロ対策、感染症対策、人権、ジェンダー、ICT等の分野での協力が進展している。このうち、テロ対策については、2006年7月28日のカナダ・ASEAN 外相会議において、「国際テロ対策協力に関するカナダ・ASEAN 共同宣言」(ASEAN-Canada Joint Declaration for Cooperation to Combat International Terrorism)が採択された。また、カナダは、ASEAN 人権メカニズムの構築に対する支援も行っている。

(8)欧州連合(EU)

欧州経済共同体(EEC:当時)は、1972年に ASEAN と初めて対話を行い、ASEAN 初の対話国となった。1975年には、ASEAN・EEC 共同研究グループ (Joint Study Group)が設立された。1977年の ASEAN 外相特別会合において、経済統合を進める欧州に対して ASEAN として一致して発言するために、欧州閣僚理事会との関係を設置することが決定された。1978年9月には、ブリュッセルで第1回 ASEAN・EEC 外相会議が開催された。1980年3月にクアラルンプールで開催された第2回 ASEAN・EEC 外相会議において、「EC・ASEAN 協力協定」の署名が行われ、これにより ASEAN・EC 関係は制度化(公式関係の成立)された。また、同協力協定に基づき、ASEAN・EEC 協力をモニターするために合同協力委員会(JCC)が設置された。

1994 年 9 月にカールスルーエ(ドイツ)で開催された第 11 回 ASEAN・EU¹⁰閣僚会議(AEMM)においては、21 世紀に向け、政治・安全保障、経済、文化の各方面において、ASEAN・EU 関係を強化のための総合的アプローチを検討するためのアドホック賢人会議(EPG)を設置することが合意された(同賢人会議は 96 年に提言を取りまとめた)。また、1995 年から EU・ASEAN 高級実務者会議(SOM)も開催することとなった。これを期に活発化した ASEAN・EU 関係は、1996 年 3 月の第一回 ASEM 首脳会合開催(バンコク)への原動力の一つとなった。1997 年 2 月にシンガポールで開催された第 12 回外相会議では、経済関係の強化に重点をおいた共同宣言を採択した。

1997年11月にバンコクでJCCが開催され、上記共同宣言に基づく諸活動が実施されることとなっていたが、ASEANとEUの間で、同年7月にASEANに加盟したミャンマーの取り扱いを巡り意見の相違が生じ、JCCの開催が延期された。その後、ASEAN及びEU双方においてJCC開催に向けた打開策が検討され、再度の延期を重ねた後、1999年5月、ミャンマーをラオス、カンボジアとともに発言なしのオブザーバー参加とすること、また、EU側も会合では、人権、民主化等各国国内の政治的な問題について言及しないことを条件に開催された。会合では、ASEANとEUがアジア経済危機に共同で対処していくことで合意した他、また貿易、経済、環境、林業及び開発分野での協力において広いビジョンを創出するための「作業計画」を採択した。

_

 $^{^{10}}$ 1992 年にマーストリヒト条約が調印され、1993 年 11 月には欧州連合(EU)が発足した。

最近では、2007年3月にニュルンベルク(ドイツ)で、第16回EU・ASEAN 外相会議が開催され、「EU・ASEAN の強化されたパートナーシップに関するニュルンベルク宣言」を採択した。同宣言では、2007年に、EU・ASEAN 間の公式関係樹立30周年を記念する特別首脳会議を開催すること、EUとASEANのFTA交渉等に合意した。このうち30周年を記念する特別首脳会議については、2007年11月にシンガポールで開催された。また、同年6月にはASEANの統合を支援するため、ECが総額720万ユーロ相当のプログラムを提供することが発表された。

(9)ロシア

ロシアと ASEAN の関係は、1991 年 7 月に、当時のソ連副首相が、年次 ASEAN 外相会議(クアラルンプール)の冒頭に議長のゲストとして参加したことに始まる。ロシアは、1996 年 7 月には対話国の地位を得て、ASEAN 拡大外相会議のメンバーとなった。その後、1997 年 1 月に、ロシア・ASEAN 合同協力委員会(JCC)及びロシア・ASEAN 合同科学技術委員会(JSTC)の実施要領を採択し、第 1 回 ASEAN・ロシア合同協力委員会を、1997年 6 月に開催した。

2003 年 6 月の ASEAN・PMC において「ロシア連邦及び ASEAN のアジア太平洋地域における平和と安全保障、繁栄と発展に関する閣僚共同宣言」に署名した。また、ロシアは、2004 年 11 月のロシア・ASEAN 外相会議の際に、東南アジア友好協力条約(TAC)に加盟した。さらに、2005 年 12 月には、年次 ASEAN 首脳会議(クアラルンプール)の際に、初のロシア・ASEAN 首脳会議が開催されるとともに、第 1 回 EAS の冒頭にプーチン大統領が議長ゲストとして参加した。また、これら首脳会議の直前に開催されたロシア・ASEAN 外相会議では、「ロシア及び ASEAN の間の経済及び開発協力に関する協定」に署名され、貿易・投資促進、中小企業、科学技術、エネルギー、鉱物、運輸、情報通信技術、人材開発、環境、観光、スポーツ、文化等の広範な協力推進について合意した。

<u>(10)</u>国連開発計画(UNDP)

国連開発計画(UNDP)とは ASEAN は、1970年代前半から、開発協力に関する研究を行っていたが、1977年に正式に対話機関となった。以来、環境、技術移転、人的資源開発(産業分野等)、社会開発、文化・情報、麻薬問題といった分野のプロジェクトを援助してきている。

ASEAN と UNDP の協力事業は、1972 年以降、ASEAN-UNDP サブリージョナル・プログラム(ASP)を中心に実施されている。ASP は、5 か年計画であり、第 5 次計画(1992-96:580 万米ドル)では、貿易・投資の自由化等 5 分野での技術協力を、第 6 次計画(1997-2001:227 万米ドル)では、アジア経済危機の克服に関するモニタリング等の支援を提供した。その後、2003 年 6 月の ASEAN 拡大外相会議の際には、ASEAN-UNDP パートナーシップ・ファシリティ(AUPF:145 万ドル)の下で、経済統合の政策立案やモニタリングに関する協力が実施されている。

国連開発計画は ASEAN の対話機関となっているが、援助機関であることもあり、 ASEAN 拡大外相会議には参加してこなかった。しかしながら、2001 年 7 月の拡大外相会議には、ASEAN 側の招待によりマロック = ブラウン UNDP 総裁が初めて参加した。

(11) パプアニューギニア [ASEAN オブザーバー]

1976 年以来、ASEAN 外相会議に特別オブザーバーとして参加している。1997 年の ASEAN 外相会議に際し、特別オブザーバーから準メンバー (Associate Member) への昇

格を申請した。1989年にTACに加盟した。

(12)パキスタン[分野別対話国]

1997年6月、ASEAN 事務総長とパキスタン外相間の交換公文により、「分野別対話」(ASEAN-Pakisatan Sectoral Dialogue)の開催を決定した。協力分野は貿易、投資、産業、科学技術、観光、麻薬、人的資源開発とされた。これらの分野における協力のあり方を検討するための「合同分野別協力委員会」(APJSCC)第1会合を1999年2月にバリで開催。第2回会合を2001年2月にイスラマバードで、それぞれ開催した。また、パキスタンは、2004年7月に、東南アジア友好協力条約(TAC)に加盟した。

<u>(13) 東ティモール</u> [ASEAN 外相会議議長招待国]

東ティモールは、同国独立前の 2000 年 7 月の AMM (バンコク)から、ASEAN 議長の招待という形で年次 AMM の冒頭に出席している。今後、AMM オブザーバーへの昇格と、オブザーバー参加から 5 年以内に ASEAN に加盟することを目標としている。 また、東ティモールは、2007 年 1 月に、TAC に加盟した。

(了)